

# 第2次小城市一般廃棄物処理基本計画

■ごみ処理基本計画

■生活排水処理基本計画

平成30年3月

令和2年11月改訂

令和5年2月改訂

小 城 市



# 目 次

---

---

## 第1編 ごみ処理基本計画

### 第1章 計画の目的と構成

1節	計画策定の趣旨	1
2節	計画の位置づけ	2
3節	計画期間と目標年次	3
4節	計画策定の範囲	4
5節	計画の策定手順	5

### 第2章 地域特性

1節	まちづくりの目指す将来像	7
2節	自然的特性	9
3節	産業的特性	11
4節	都市構造的特性	12

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

1節	ごみ処理体制	15
2節	ごみ排出量の実績	20
3節	収集・運搬の状況	21
4節	中間処理の状況	22
5節	最終処分の状況	22
6節	資源物回収の状況	23
7節	ごみ処理経費の状況	26
8節	ごみ処理における現状と課題	28
9節	ごみ処理技術の動向	29

### 第4章 ごみ量の将来予測

1節	計画目標年次	32
2節	計画処理区域	32
3節	計画収集人口の予測	32
4節	ごみ排出量の予測	33

## 第5章 ごみ処理基本計画

1節	計画の基本方針	38
2節	ごみ処理の目標	40
3節	基本方針に基づく主な施策	43
4節	役割分担と取り組み	50
5節	協力体制の確立と計画の進行管理	52

資	料	53
---	---	----

## 第2編 生活排水処理基本計画

用語の解説	61
-------	----

### 第1章 計画の策定にあたって

1節	計画策定の趣旨	63
2節	計画対象区域・対象期間	64

### 第2章 生活排水の排出状況

1節	処理形態別人口	65
2節	下水道	66
3節	合併浄化槽	66

### 第3章 生活排水処理基本計画

1節	生活排水処理に係る理念、目標	67
2節	生活排水処理施設整備の基本方針	67
3節	生活排水の処理計画	69

### 第4章 し尿・汚泥の処理計画

1節	収集・運搬計画	71
2節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	73

第5章	その他	73
-----	-----	----

第1編

—ごみ処理基本計画—



# 第1章 計画の目的と構成

---

- 1 節 計画策定の趣旨
- 2 節 計画の位置づけ
- 3 節 計画期間と目標年次
- 4 節 計画策定の範囲
- 5 節 計画の策定手順

## 1 節 計画策定の趣旨

小城市（以下「本市」と称します。）は、佐賀県のほぼ中央にあり、佐賀平野の西端、県庁所在地・佐賀市に隣接している地域です。また、本市は、天山県立公園、ムツゴロウ・シオマネキ保護区に代表される、貴重で豊かな自然資源を有しています。

昨今の地球全体を俯瞰すると、地球温暖化をはじめとする地球を取り巻く環境問題は、年々深刻さを増す一方です。地球温暖化の進行はもはや紛れもない事実であり、気象変動に伴う自然災害の脅威への対応が急務となっています。

また、現代社会は大量生産、大量消費、大量廃棄という浪費型の生活様式の成り立ちから循環型社会への変化は見られるものの、現在でも日常生活から大量のごみが排出されています。この状況は、最終処分場のひっ迫、ごみ処理施設の処理能力不足、ダイオキシン類による健康被害上の懸念などさまざまな問題を顕在化させ、環境問題はもちろん、処理経費の増加に伴う財政圧迫も無視できない状況になっています。

本市における一般廃棄物の処理については、平成 22 年 4 月から小城市廃棄物中継センターで収集、運搬の中間処理を行い、唐津市の廃棄物処理施設「クリーンパークさが」へ搬出し、焼却処分を行っています。また、平成 26 年 10 月に小城市、多久市を構成団体とした一部事務組合「天山地区共同環境組合」を設立しごみ処理体制の広域化を進めており、平成 32 年 4 月より一般廃棄物処理施設の稼働を予定しております。

この計画は、上位計画である小城市総合計画政策体系における「住みたい！と思う笑顔が集まるキレイなまち」を基本に、関連施策である「循環型社会の形成」「居住環境の充実」を、また環境基本計画における基本施策「ごみ排出ルールの徹底」「ごみから資源への実践」を目指し、現在抱えている一般廃棄物処理上の諸問題に対応するための基本方針、基本施策を策定することが目的です。

本計画は、住民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割を明らかにする構成となっています。

## 2 節 計画の位置づけ

本計画は、将来にわたって一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿であり、本市におけるごみ処理のマスタープランとなります。また、本市のごみ処理を計画的かつ適正に行うための根幹となるものとして重要な意義を持つもので、ごみ処理に係るごみ処理基本計画とし尿処理等に係る計画で構成されています。

本計画の位置づけは図1-1のとおりです。

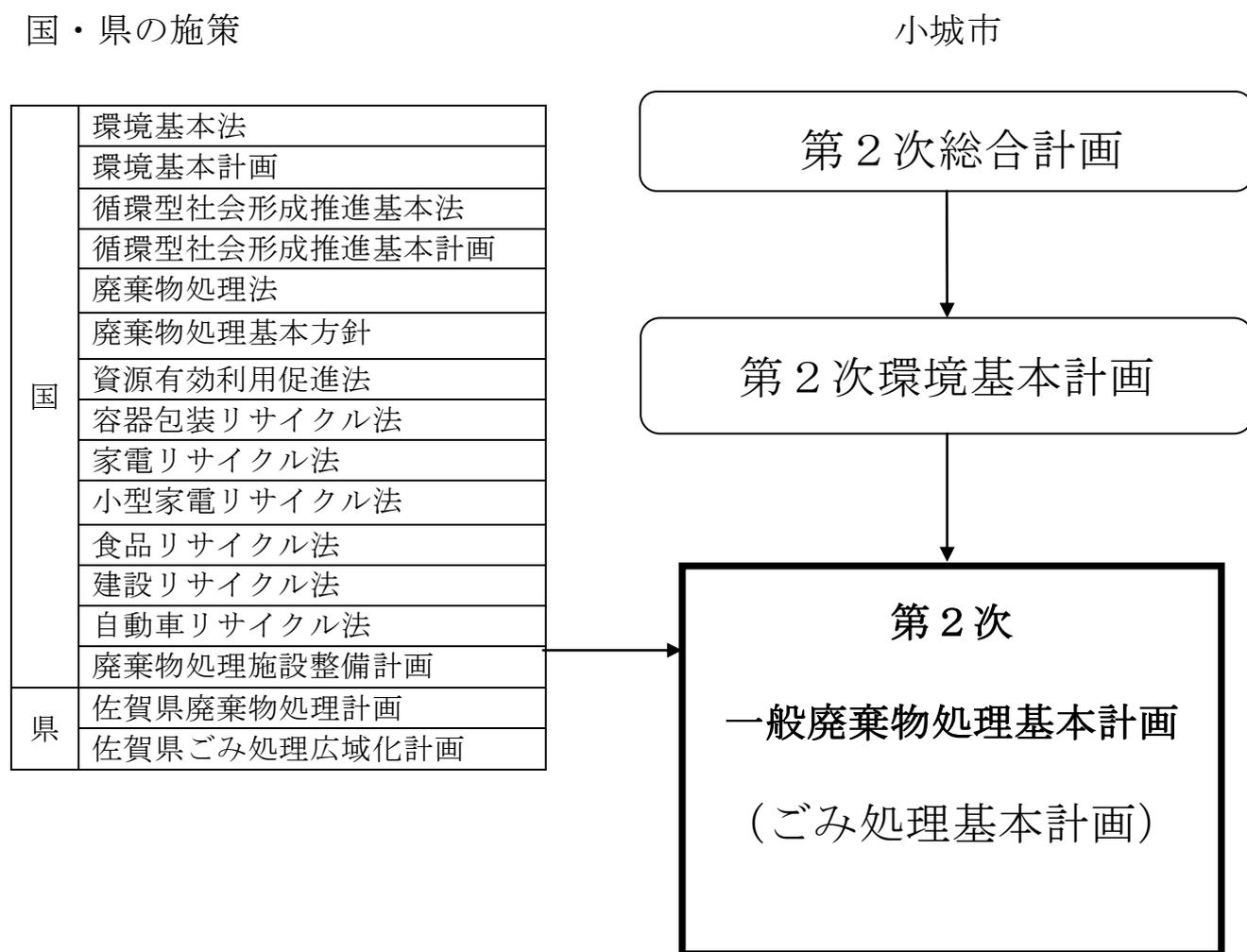


図 1-1 計画の位置づけ

## 3 節 計画期間と目標年次

本計画の計画期間は「第2次環境基本計画」との整合をはかるため「平成30年度～平成39年度」までの10年間とし、目標年次を平成39年度とします。

また、本計画は5年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は必要に応じ見直しを行います。

### ▼第2次環境基本計画・第2次一般廃棄物処理基本計画の計画期間

計画名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
第2次環境基本計画										
第2次一般廃棄物処理基本計画										

目標年次                      平成39年度      (西暦2027年)

図1-2 計画期間

## 4 節 計画策定の範囲

本計画の計画策定の範囲を図 1-2 に示します。

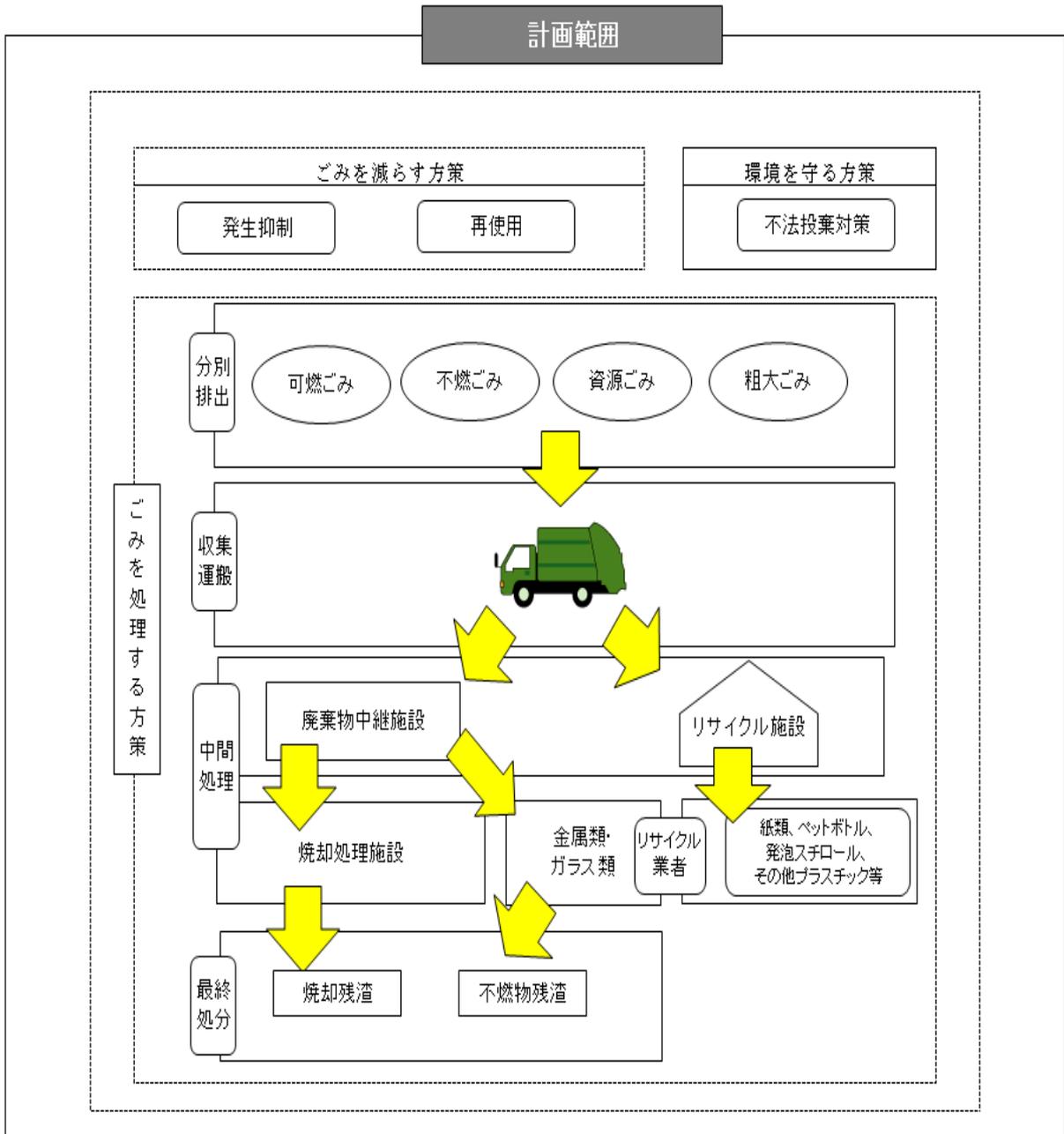


図 1-3 計画策定の範囲

## 5 節 計画の策定手順

本計画の計画策定手順は図 1-3 のとおりです。

第2章では、本市の地域特性を把握します。これは、第5章にて地域性を反映した基本方針や具体的な施策の策定を行うためにとりまとめます。

第3章では、ごみ処理の現況と問題点を整理します。本市のごみ処理体制、ごみ排出量の実績、中間処理、最終処分、資源化・有効利用等の実態を整理し、問題点の抽出を行います。

第4章では、ごみ量の予測を行います。これは、第5章の施策の展開における目標値の設定や減量化の数値を決定する際の基礎指標とします。

第5章では、ごみ処理基本計画の基本理念・基本方針を定め、本計画の主目的であるごみ処理に係る具体的な施策を策定します。また、住民、事業者、行政の役割分担や協力体制を明確にします。

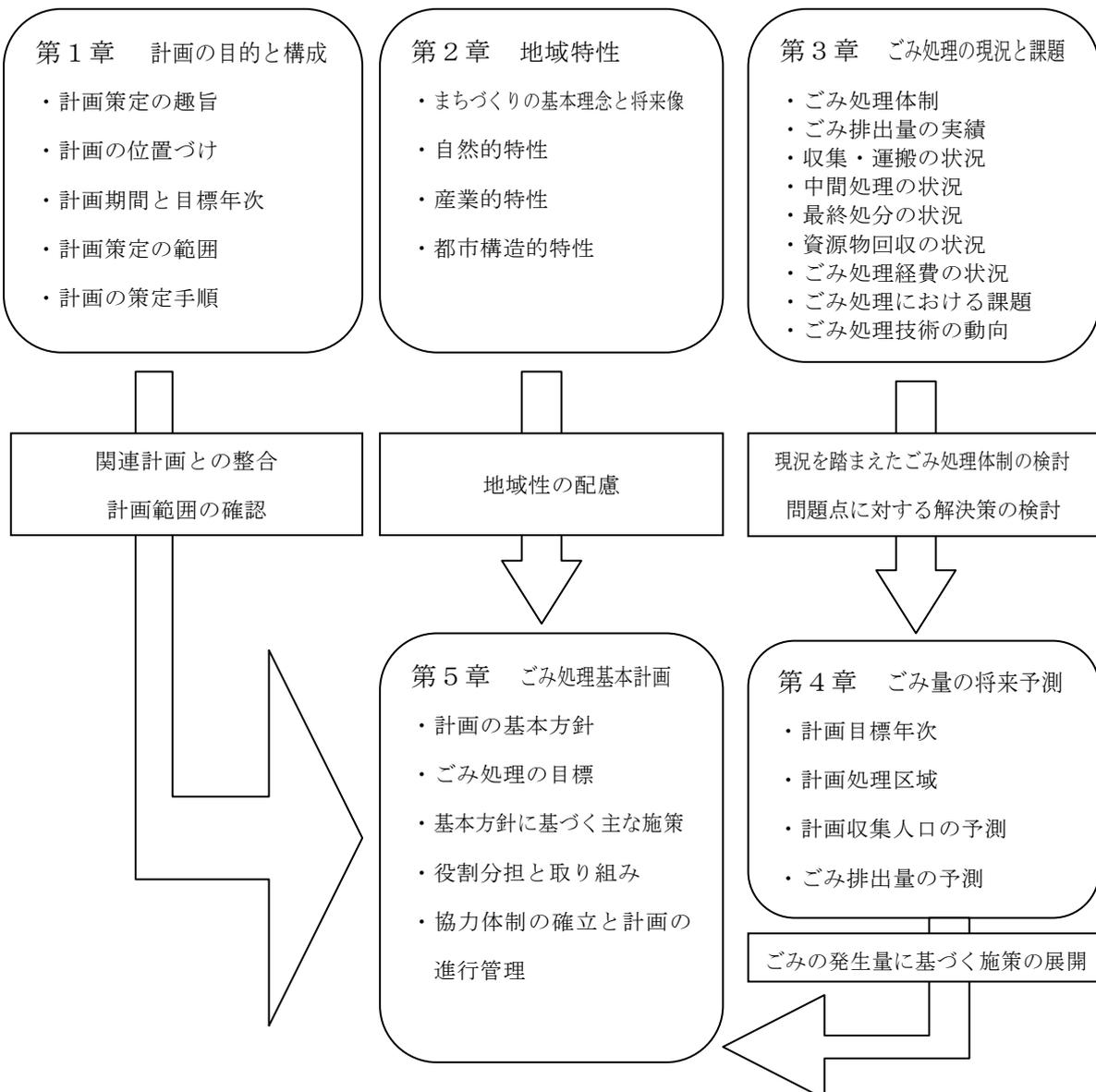


図 1-4 計画策定手順

## 第2章 地域特性

---

- 1 節 まちづくりの目指す将来像
- 2 節 自然的特性
- 3 節 産業的特性
- 4 節 都市構造的特性

# 1 節 まちづくりの目指す将来像

本市は、以下に示す政策・施策を「まちづくり」の目指す将来像として第2次総合計画において定めています。

## 政策1 【住環境】住みたい！と思う笑顔が集まるキレイなまち

- ・ 施策 1-1 計画的な土地利用の推進と効率的な都市づくり
- ・ 施策 1-2 居住環境の充実
- ・ 施策 1-3 水道水の安全・安定供給
- ・ 施策 1-4 下水処理の充実
- ・ 施策 1-5 循環型社会の形成

## 政策2 【交通】安全にみんなが行き交うまち

- ・ 施策 2-1 道路の保全と交通網の充実
- ・ 施策 2-2 交通安全対策の充実

## 政策3 【自然・歴史・文化】歴史、文化と歩いていく自然豊かなまち

- ・ 施策 3-1 自然環境の保全
- ・ 施策 3-2 歴史の継承、文化・芸術の振興

## 政策4 【健康・スポーツ】

- ・ 施策 4-1 健康づくりと生涯スポーツの充実
- ・ 施策 4-2 保健・医療の充実
- ・ 施策 4-3 生涯学習の充実

## 政策5 【高齢者・福祉】みんなでささえあう やさしいまち

- ・ 施策名 5-1 地域福祉の充実
- ・ 施策名 5-2 高齢者福祉・介護の充実
- ・ 施策名 5-3 障がい者福祉の充実
- ・ 施策名 5-4 じんけん尊重社会の確立
- ・ 施策名 5-5 男女共同参画の推進

## 政策6 【子育て・教育】子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち

- ・ 施策名 6-1 子育て支援の充実
- ・ 施策名 6-2 学校教育、幼児教育・保育の充実

- ・施策名 6-3 青少年の健全育成

## 政策7【産業・雇用】地域の資源を活かし企業も市民も元気なまち

- ・施策名 7-1 農林業の振興
- ・施策名 7-2 水産業の振興
- ・施策名 7-3 商工業の振興

## 政策8【地域活性化】幅広い交流を深め にぎわいのあるまち

- ・施策名 8-1 多様な文化の理解と地域間交流の推進
- ・施策名 8-2 協働によるまちづくりの推進

## 政策9【観光・広報】市民みんなが観光ガイド！ひとがひとを呼ぶまち

- ・施策名 9-1 情報発信の充実
- ・施策名 9-2 観光の振興

## 政策10【安全・安心】ひとりひとりの力を合せて 防犯・防災安心して暮らせるまち

- ・施策名 10-1 防犯・減災体制の充実
- ・施策名 10-2 防災体制の充実

### 目指す将来像と基本目標

- (1) 目指す将来像 総合計画作成にあたり開催された「まちづくり市民会議」の意見を参考に新たなまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、小城市の目指す将来像を以下のとおり定めます。

こきょうこうき  
誇郷幸輝

～みんなの幸せな笑顔が輝く誇らしいふるさと～

- ふるさと（故郷）の文字に「誇り」を当て、光り輝く（光輝）の文字に幸せを当てています。この「誇郷幸輝」というビジョンには、まちづくり市民会議における「9年後の小城市を漢字1文字で表してください」という問いで、意見の多かった「幸」、「輝」を活かしつつ市民みんなが「ここがふるさと！」と誇れる小城市でありたいという審議会の考え方を加味したものになっています。これからの小城市が「みんなの幸せな笑顔が輝く、誇らしいふるさと」であってほしいという市民会議と審議会の ひいては市民全体の想いが込められています。

## 2 節 自然的特性

### 2-1 位置と地勢

本市は、佐賀県のほぼ中央に位置し、北と東は佐賀市、西は多久市及び江北町、南は白石町と接しており、佐賀市の中心部まで約10km、福岡市へ約70kmの距離にあります。

総面積は、95.81km<sup>2</sup>で、佐賀県20市町のうち10番目の大きさです。

地勢を見ると、北部には天山山系の山々が連なり、中央部には広大で肥沃な佐賀平野が開けています。南部には農業用排水路のクリーク地帯が縦横に広がり、日本一の干潟を有する有明海に面しています。天山山系に源を発し流れ下る祇園川、晴気川、牛津川は肥沃な佐賀平野を潤し、嘉瀬川及び六角川に合流して有明海へと注いでいます。

気候は、夏は高温多湿でやや蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風が強いのが特徴です。



図 2-1 本市の位置

## 2-2 気候

本市の気候は、夏は高温多湿でやや蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風（天山おろし）が強いのが特徴です。本市は、北に悠々と連なる天山山系を望み、南東にはのどかな田園風景が広がり、広大な有明海にも面しており、山と海を兼ね備えたキャンパスが広がっています。

春は、河畔に菜の花の黄色のじゅうたんを敷き詰めたような光景を目にすることができます。山や町には桜が咲き誇り、いたるところで和やかな風景を垣間見ることができます。

夏には、名水百選でも有名な清水の滝は、避暑地として涼しさを満喫できます。

また、有明海ではムツゴロウ・シオマネキの保護区内にある干潟体験場で全身泥んこになって戯れる親子連れや子供達で大賑わいを見せます。

秋には、江里山の棚田に咲く彼岸花や有明海に写し出された太陽の光を浴びた、希少な植物シチメンソウが迎えてくれます。全国的にもその名を馳せている有明海の海苔の種付けもこのシーズンに始まり、天山を仰ぐ平野では、水稻の黄金色が自然の恵みを感じさせてくれる一瞬です。

降雪の白色に染まる天山山麓は、冬の厳しさを思わせ、どこか山水画の雰囲気を漂わせているようです。

天山おろしの冷たい風の中にも春を待ち望んでいるかのように、牛尾の梅の香りが一足早い春を伝えてくれます。

## 3 節 産業的特性

平成27年国勢調査による本市の就業人口総数は22,262人となっており、平成17年をピークに減少に転じています。産業別で見ると、第1次産業が1,819人、第2次産業が5,258人、第3次産業が15,009人となっています。

表2-1 産業別就業人口割合

## 【就業人口の推移】

	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	45,852人	45,133人	44,129人
就業人口総数	22,562人	22,274人	22,262人
第1次産業	2,513人	2,072人	1,819人
	11.1%	9.3%	8.2%
第2次産業	5,369人	5,108人	5,258人
	23.8%	22.9%	23.6%
第3次産業	14,666人	14,599人	15,009人
	65.0%	65.5%	67.4%
分類不能	14人	495人	176人
	0.1%	2.2%	0.8%
就業率	49.2%	49.4%	50.4%

※本表は、総務省公表数値より

- 1) 国勢調査の総人口は調査時点での居住者の人口であり、住民基本台帳の人口と異なる。
- 2) 第1次産業とは、農業、林業、水産業をいう。
- 3) 第2次産業とは、鉱業、建設業、製造業をいう。
- 4) 第3次産業とは、電気、ガス、熱供給、水道業、情報通信業、運輸業、卸売、小売業、飲食店、金融、保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、公務（他に分類されないもの）をいう。
- 5) 第1次産業、第2次産業、第3次産業、分類不能における割合（%）は、各産業及び分類不能の人口から就業人口総数を除した率をいう。
- 6) 就業率とは、就業人口総数から総人口を除した率をいう。

## 4 節 都市構造的 특성

### 4-1 土地利用の状況

本市の土地利用状況を、以下に示します。全体では、山林が約19%を占めており、宅地の割合が約9%と少ない状況で、田畑は約43%を占めています。

表 2-2 土地利用の状況

区 分	田	畑	宅地	山林	その他	総面積
面積 (km <sup>2</sup> )	32.79	8.50	8.95	18.25	27.36	95.85
比率 (%)	34.20	8.86	9.34	19.05	28.55	100.00

資料：平成29年度固定資産概要調査

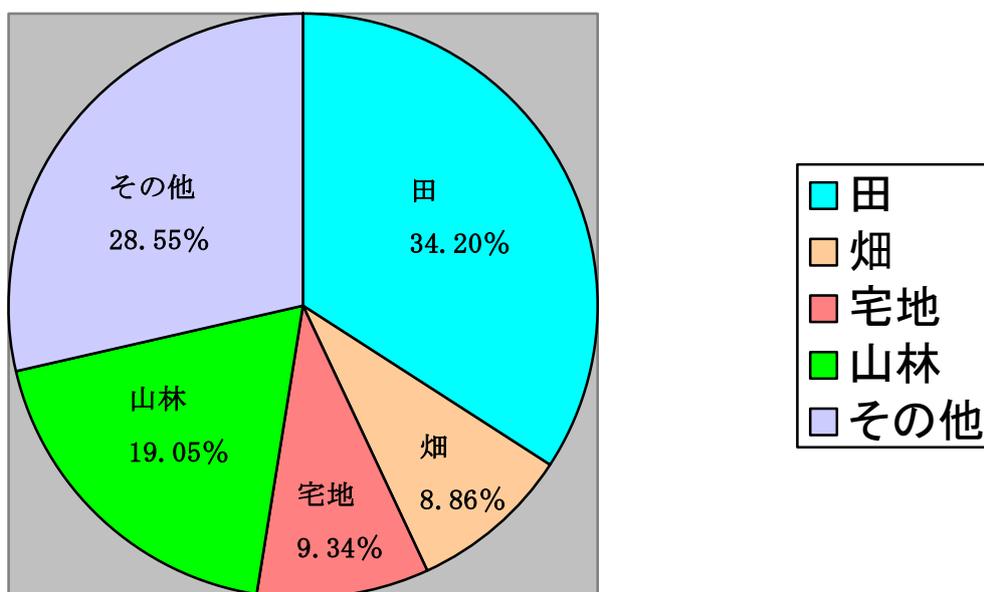


図 2-2 土地利用状況

## 4-2 道路交通網の状況

本市は、佐賀県のほぼ中央、“県央”に位置するとともに、県都佐賀市に隣接し、佐賀市の中心部まで約10km、車で約20分の距離という、恵まれた立地条件にあります。

高速交通網として、長崎自動車道が市の北部を横断し、隣接する佐賀市及び多久市にインターチェンジが設置されているほか、小城パーキングエリアにETC設置車両専用のスマートインターチェンジの設置を計画し、事業を進めています。市の南部では江北芦刈線及び有明海沿岸道路が一部開通し江北方面や佐賀市方面からの交通アクセスが向上しました。また幹線道路として国道4路線と県道10路線が縦横に走り、佐賀市方面はもとより、唐津市方面や長崎市方面など、多方面への交通アクセスに恵まれています。地域高規格道路として、佐賀唐津道路の整備が計画され、有明海沿岸道路の整備も順調に進捗しています。公共交通機関として、JR唐津線及びJR長崎本線が走り、小城駅、牛津駅、久保田駅が利用でき、佐賀市とは10～15分程度で結ばれています。

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

---

- 1 節 ごみ処理体制
- 2 節 ごみ排出量の実績
- 3 節 収集・運搬の状況
- 4 節 中間処理の状況
- 5 節 最終処分の状況
- 6 節 資源物回収の状況
- 7 節 ごみ処理経費の状況
- 8 節 ごみ処理における現状と課題
- 9 節 ごみ処理技術の動向

# 1 節 ごみ処理体制

## 1-1 ごみ処理人口

本市の人口は、平成16年度の47,012人をピークに減少しており、平成28年度は45,665人となっています。

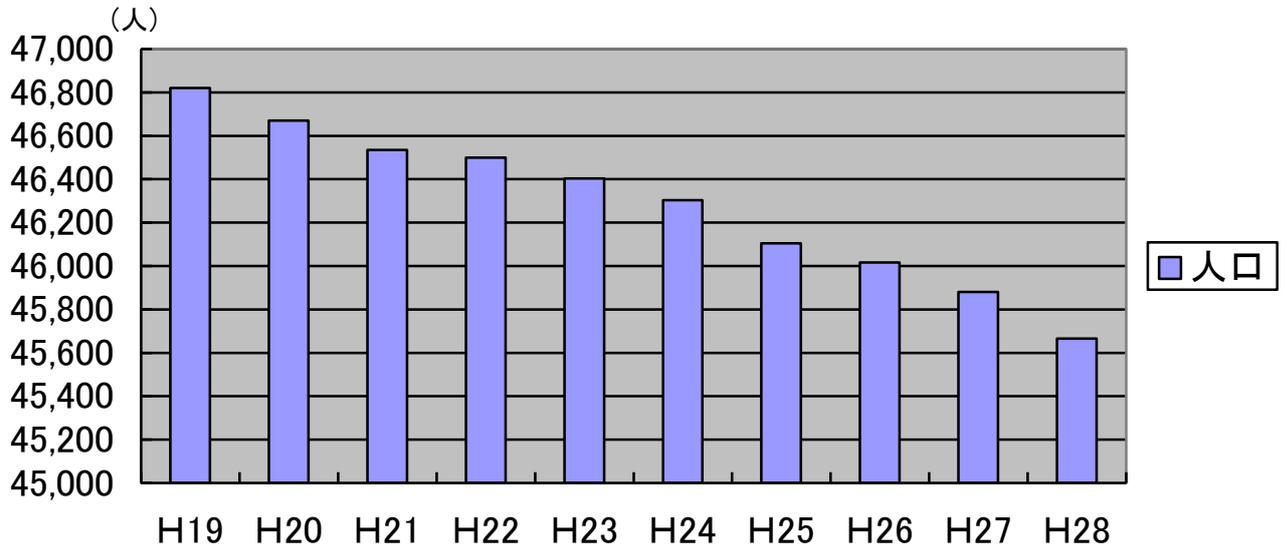


図 3-1 ごみ処理人口の推移

表 3-1 ごみ処理人口の推移（住民基本台帳各年度10月1日人口）（単位：人）

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人口	46,820	46,670	46,534	46,499	46,406	46,303	46,104	46,016	45,881	45,665

## 1-2 ごみ処理の流れ

本市区域内から排出されるごみの処理の流れは図 3-2 のとおりです。

本市区域内から発生する可燃物及び一部の不燃物は佐賀県廃棄物処理施設（クリーンパークさが）等に搬出され、焼却または選別等の処理を経て処分しています。

また、不燃物の一部と資源物は直接業者に引き渡しています。

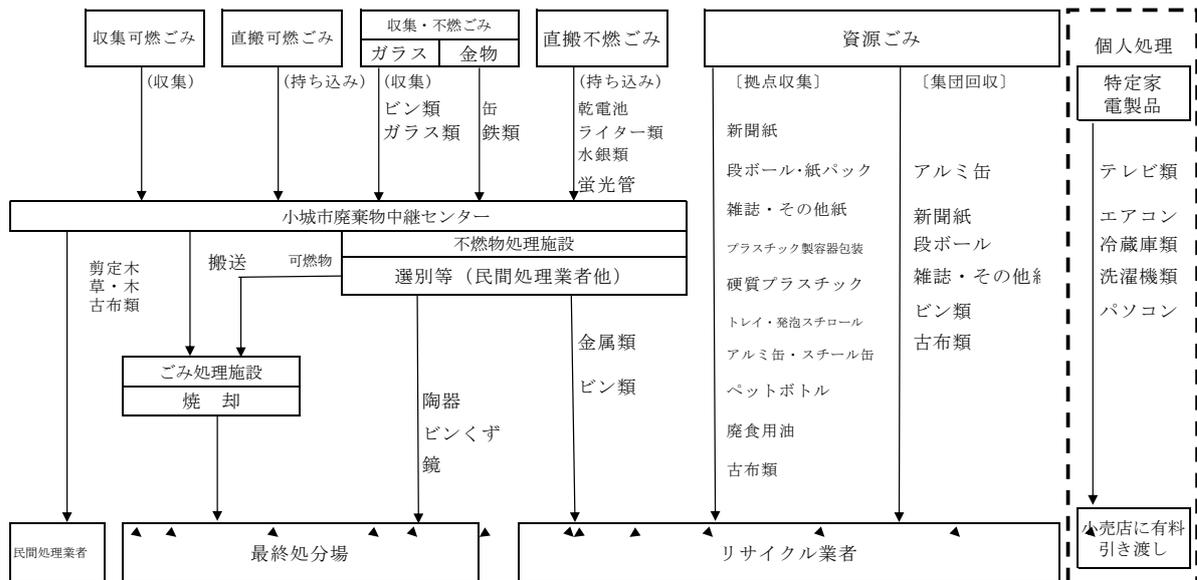


図 3-2 ごみ処理フロー図 (平成 29 年度)

## 1-3 ごみの分別区分と収集方法

本市のごみの分別区分は表 3-2 のとおりです。

冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン、テレビについては家電リサイクル法の施行のため、パソコンについては、資源有効利用促進法の施行のため、またタイヤやブロック・レンガ・コンクリート、バッテリー、農薬・薬品・火薬類、塗料・廃油類、焼却灰等については処理が困難なため、処理対象ごみから除外しています。

表 3-2 ごみの分別区分（平成 29 年）

分別区分		主な品目	出し方	収集方式	収集回数	
家庭系廃棄物	燃えるごみ	・生ごみ ・ビニール、ゴム、革製品 ・プラスチック製品 ・紙おむつ	指定ごみ袋		週 2 回	
	燃えないごみ	金物類	・空き缶 ・スプレー缶 ・鍋、やかん、フライパン ・50cm以下の家電製品	ステーション設置のコンテナに袋から出して入れる	ステーション収集	月 2 回
		ビン・ガラス類	・空きビン ・陶磁器 ・ガラス・ガラス製品			月 2 回
			・蛍光灯、電球	直接持ち込む	資源物拠点回収所	月火木金（9：00～16：00） および日曜（9：00～12：00）
		乾電池・ライター類	・使用済乾電池、使用済ライター類	直接持ち込む	小城市廃棄物中継センター	月～金（8：30～16：00） および土曜午前
					環境課・市民課出張所	庁舎開庁時間
	水銀製品	・水銀製体温計、血圧計	直接持ち込む	環境課・市民課出張所	庁舎開庁時間	
	資源物	古紙類	・新聞・チラシ ・段ボール ・雑誌・本・包装紙・紙箱類 ・紙パック	ひもで十文字にしぼる		月 1 回
		ペットボトル	・飲料用、酒類用、しょうゆ用に限る	透明・半透明の袋	ステーション収集	月 1 回
		発泡スチロール	・発泡スチロール、発泡スチロール製トレイ（食品トレイ等色・柄が付いても可）	透明・半透明の袋		月 1 回
		プラスチック製容器包装	・卵、豆腐パック等 ・プリン、ゼリー、ジャンプの容器等	透明・半透明の袋等		月 1 回
		硬質・製品プラスチック	・パケツ、ブラウンター、ハンガー、お盆 ・おもちゃ	透明・半透明の袋等		月 1 回
		アルミ缶・スチール缶	・飲料缶	透明・半透明の袋等		月 1 回
		古布・毛布	・衣類	直接持ち込む	小城市廃棄物中継センター	月～金（8：30～16：00） および土曜午前
草木類、剪定くず		・草、木、剪定くず	直接持ち込む	資源物拠点回収所	月火木金（9：00～16：00） および日曜（9：00～12：00）	
廃食用油		・使用済食用油	フタ付容器	小城市廃棄物中継センター	月～金（8：30～16：00） および土曜午前	
粗大ごみ		・家具（たんす、机、イス） ・寝具（ふとん、ベッド） ・指定袋に入らないもの	解体する	小城市廃棄物中継センター	月～金（8：30～16：00） および土曜午前	
			粗大ごみステッカーを購入し、収集日当日に玄関先に出す	戸別収集	月 4 回	
事業系一般廃棄物	燃えるごみ	・生ごみ ・ビニール、ゴム、革製品	事業系指定ごみ袋（持込専用）または、透明・半透明の袋等			
	燃えないごみ	金物類	・空き缶 ・スプレー缶 ・鍋、やかん、フライパン ・50cm以下の家電製品	一般廃棄物収集運搬許可業者及び業者自らの小城市廃棄物中継センター	月～金（8：30～16：00） および土曜午前	
		ビン・ガラス類	・空きビン ・陶磁器 ・ガラス ・コップ ・蛍光灯、電球	事業者自ら処分できない場合に限る		
	資源物	古紙類	・新聞・チラシ ・段ボール ・雑誌・本・包装紙・紙箱類 ・紙パック	ひもで十文字にしぼる		
		缶類	・飲料用、酒類用に限る	透明・半透明の袋等	小城市廃棄物中継センター	月～金（8：30～16：00） および土曜午前
		ペットボトル	・飲料用、酒類用、しょうゆ用に限る	透明・半透明の袋		

## 1-4 ごみステーション数等

本市のごみステーションの数等は表 3-3 のとおりです。

表 3-3 ごみステーション数等の概要（平成 29 年度）

	可燃物		不燃物			資源物 ステーショ ン箇所数
	ステーション数		コンテナ 設置箇所数	コンテナ数		
	月曜・木曜	火曜・金曜		金物類	ビンガラス	
	箇所数	箇所数				
小城町	117	123	203	309	231	96
三日月町	116	65	140	204	164	57
牛津町	91	78	115	175	127	48
芦刈町	0	69	49	97	62	29
計	324	335	507	785	584	230

## 1-5 指定袋制

本市の指定袋等の種類や金額は表 3-4 のとおりです。

表 3-4 収集袋有料制の概要（平成 29 年度）

	料 金 等			
	可燃物	不燃物	資源物	粗大ごみ
家庭用	大 40 円/枚（容量 40ℓ） 中 25 円/枚（容量 25ℓ） 小 15 円/枚（容量 15ℓ）	指定袋なし	指定袋なし	ステッカー 500 円/枚 （一部 1,000 円/枚）
事業所用	大 200 円/枚（容量 90ℓ） 中 150 円/枚（容量 60ℓ） （持込専用）	指定袋なし	指定袋なし	解体し搬入

## 1-6 搬入料金

ごみ処理施設への直接搬入料金は表 3-5 のとおりです。

表 3-5 直接搬入料金（平成 29 年度）

家庭系廃棄物		事業系一般廃棄物	
数量	手数料の額	数量	手数料の額
100 kg まで	400 円	100 kg まで	1,000 円
100 kg を超え 150 kg まで	450 円	100 kg を超え 150 kg まで	1,200 円
150 kg を超える部分について 50 kg につき (50 kg 未満は 50 kg)	150 円	150 kg を超える部分について 50 kg につき (50 kg 未満は 50 kg)	500 円

## 2 節 ごみ排出量の実績

本市から排出された過去10ヶ年のごみ量の実績は図3-3のとおりです。全体的なごみ量は、やや減少の傾向にあります。年度毎に変動はあるものの、家庭系については横ばい、事業系についてはやや減少傾向にあります。

表3-6 ごみ排出量実績

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人口	人	46,820	46,670	46,534	46,499	46,406	46,303	46,104	46,016	45,881	45,665
家庭系ごみ量	t/年	10,611	10,246	10,378	9,687	9,439	9,463	9,869	9,633	9,659	9,354
可燃物	t/年	8,470	8,443	8,443	7,456	7,341	7,392	7,502	7,381	7,341	7,194
不燃物	t/年	818	753	700	687	861	895	957	919	949	899
資源物	t/年	1,157	1,037	1,125	1,451	1,156	1,092	1,335	1,252	1,273	1,170
粗大ごみ	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
集団回収	t/年	166	142	110	93	81	84	75	81	96	91
事業系ごみ量	t/年	3,293	3,358	3,517	3,437	3,474	3,404	3,142	3,144	3,208	3,036
可燃物	t/年	3,170	3,241	3,419	2,928	3,116	3,087	2,996	2,991	3,041	2,868
不燃物	t/年	56	57	44	15	27	5	6	7	7	9
資源物	t/年	67	60	54	494	331	312	140	146	160	159
ごみ総排出量	t/年	13,904	13,604	13,895	13,124	12,913	12,867	13,011	12,777	12,867	12,390
家庭系原単位	g/人/日	621	601	611	571	557	560	586	574	577	561
総排出量原単位	g/人/日	814	799	818	773	762	761	773	761	768	743

※粗大ごみは解体して、可燃物・不燃物・資源物の内数として計上

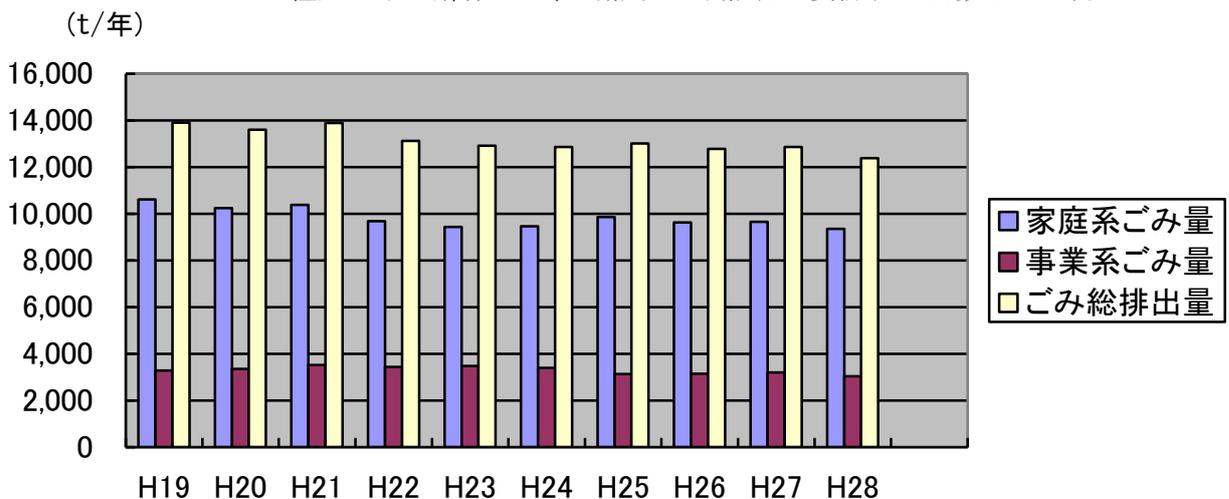


図3-3 ごみ排出量の実績

## 3 節 収集・運搬の状況

### 3-1 収集区域

計画収集区域は、市内全区域です。

### 3-2 収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制は表 3-7 のとおりです。

表 3-7 収集・運搬体制（平成 29 年度）

区 分		収集区域	収集回数	収集方法	収集方式	計画収集人口等 (平成 28 年度)
可燃物		市全域	週 2 回	直営	収 集 (集積所)	45,665 人
不燃物	金物類		月 2 回			
	ビン・ガラス類					
資源物	新聞・チラシ		月 1 回	委託		
	段ボール					
	雑誌・本・雑紙・紙箱類					
	紙パック					
	硬質プラスチック					
	容器包装プラスチック					
	発泡スチロール製トレイ					
	発泡スチロール					
	アルミ缶					
	スチール缶（飲料用）					
ペットボトル						
使用済食用油	平日随時		集積所			
古布			拠点			
粗大ごみ					・個別申込 ・直接持込	

## 4 節 中間処理の状況

廃棄物処理法において、自治体は区域内における一般廃棄物の収集、運搬、処分を行うことが定められており、本市内で発生するごみを処理しています。

平成22年3月までは一部事務組合である天山地区共同塵芥処理場組合で処理していましたが、施設の老朽化のため、処理を中止し可燃物については、平成22年4月から、小城市廃棄物中継センターで積み替えを行い、唐津市にある廃棄物処理施設「クリーンパークさが」へ搬出処分しています。

中継施設の概要は表3-8のとおりです。

表3-8 小城市廃棄物中継センター（可燃物）の施設概要（平成29年度）

項目	内容
名称	小城市廃棄物中継センター
住所	小城市牛津町柿樋瀬 1174 番地 1
竣工	平成22年3月
処理能力	45 t / 日 × 2 基
中継方式	シューターコンベア方式

## 5 節 最終処分の状況

本市は一般廃棄物最終処分場を所有しておらず、廃棄物処理残渣は、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（クリーンパークさが）に委託処分しています。

また、現在、小城市・多久市を構成団体とした一部事務組合「天山地区共同環境組合」を設立しごみ処理体制の広域化を進めており、平成32年4月より一般廃棄物処理施設の稼働を予定しております。

表3-9 佐賀県クリーン財団での処理残渣量

年度	処理残渣量 (t)
H25	328
H26	289
H27	354
H28	304

## 6 節 資源物回収の状況

### 6-1 資源化率の状況

本市における資源化の状況を図 3-4 に示します。分別収集される資源ごみとして、古紙類（新聞、雑誌、雑紙、段ボール、紙パック、その他紙）、ペットボトル、プラスチック製容器包装（平成 18 年度開始）、発泡スチロール（トレイ含む）及び廃食用油が指定されています。

また、平成 20 年度からアルミ缶、スチール缶、平成 22 年度から硬質プラスチック、古布を収集しています。

このほかに古紙類（新聞、雑誌、雑紙、段ボール、紙パック、その他紙）、アルミ缶、ビン類が集団回収により資源化されています。資源物は、これら直接資源化される資源物とごみ処理施設の資源化施設で不燃物より資源化される資源物（金属類、ビン類）があります。ここでは総排出量に対する資源物総量の割合を資源化率として算出しました。

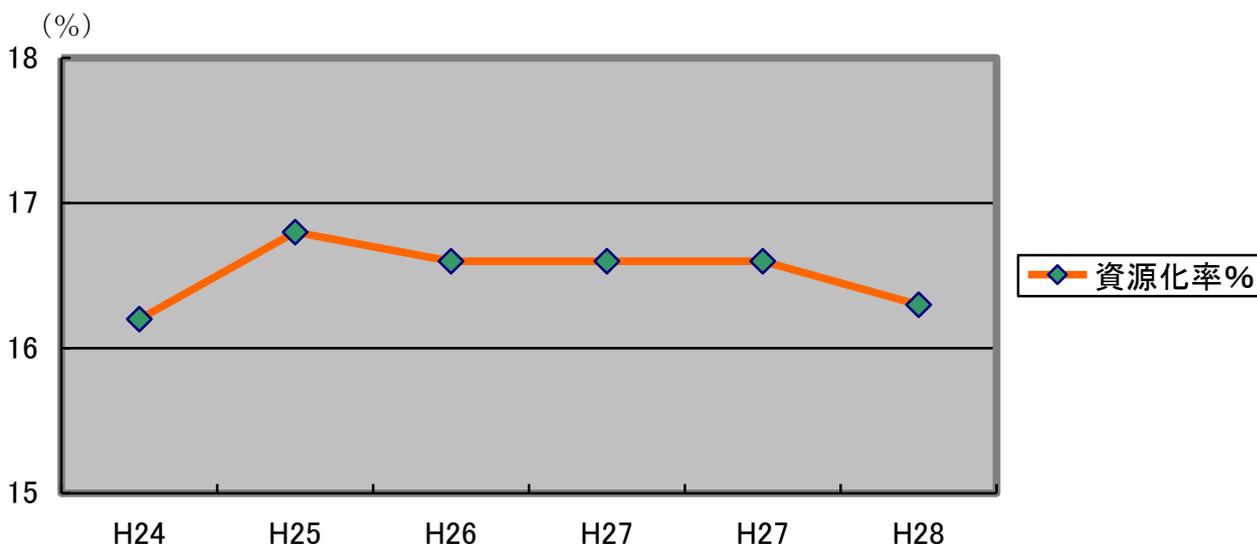


図 3-4 資源化率の推移

表 3-10 資源化率の推移

年度	総排出量 (t)	資源物回収量 (t)				資源化率 (%)
		可燃性 資源物	不燃性資源物		合 計	
			直接資源化	分別資源化		
H24	12,867	1,466	21	592	2,079	16.2%
H25	13,011	1,528	22	635	2,185	16.8%
H26	12,777	1,458	21	636	2,115	16.6%
H27	12,867	1,506	23	602	2,131	16.6%
H28	12,390	1,398	22	604	2,024	16.3%

## 6-2 集団回収の状況

本市では、新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール、古布、アルミ缶、一升ビン及びビールビンについて集団回収が実施されております。これら集団回収に対し、補助金制度を設け、回収登録団体の資源物回収活動を援助しています。補助金は資源物の回収量に応じて支払われることになっています。補助金の金額と集団回収事業の流れは図 3-5 のとおりです。また、集団回収の登録実績数は表 3-12 で、収集量は表 3-13 のとおりです。

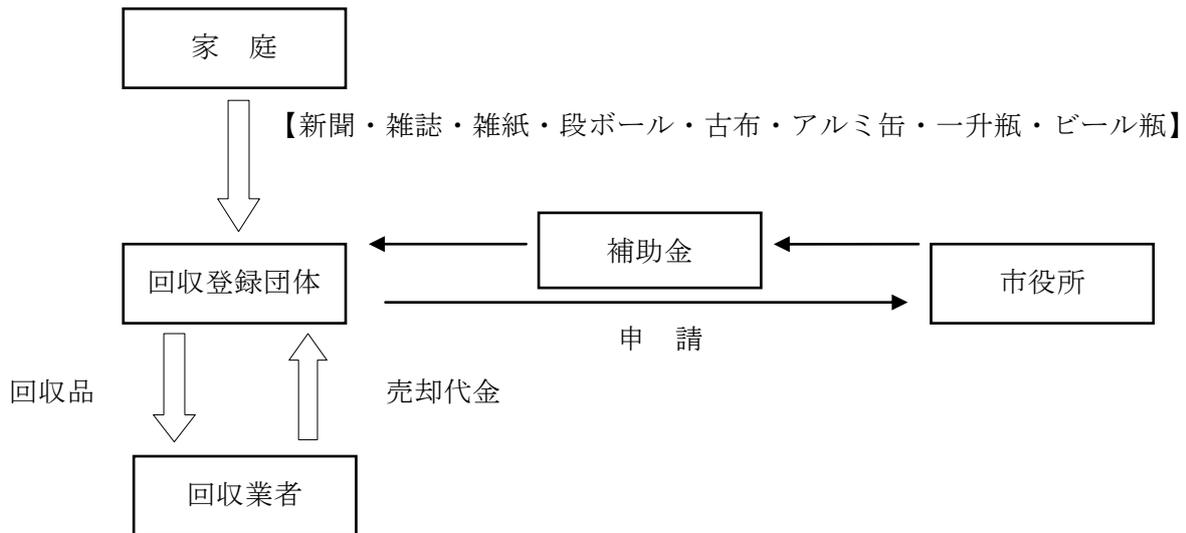


図 3-5 集団回収事業の流れ

表 3-11 集団回収事業の補助金額

区 分	単 位	補助金額
新聞・雑誌・雑紙・段ボール・古布・アルミ缶	1 kgにつき	5 円
一升瓶	1 本につき	5 円
ビール瓶	1 本につき	5 円

表 3-12 集団回収の登録実績

(単位：団体)

年度	婦人会	子ども クラブ	老人 クラブ	自治会	市民グ ループ	学 校 生徒会	幼・保園 保護者	計
H24	5	23	2	0	0	4	0	34
H25	2	20	4	2	2	3	0	33
H26	5	20	5	9	0	3	0	42
H27	5	21	4	10	0	1	0	41
H28	5	17	4	14	0	1	0	41

表 3-13 集団回収 収集量

(単位：t)

年度	新聞雑誌	段ボール	古布	一升ビン	ビール瓶	アルミ缶	計
H24	60.3	7.2	1.9	4.5	3.5	6.5	83.9
H25	52.3	8.9	1.0	3.9	2.8	6.1	75.0
H26	55.2	10.1	1.5	4.1	2.6	7.1	80.6
H27	65.3	12.4	2.7	4.6	2.5	8.3	95.8
H28	61.8	14.0	2.1	3.2	2.2	7.2	90.5

# 7 節 ごみ処理経費の状況

## 7-1 ごみ処理経費

小城市のごみ処理経費の推移は図 3-6 のとおりです。平成 22 年度からはクリーンパークさがに搬送し処分委託しており、処理経費は増となっています

表 3-14 ごみ 1 t 当たりの処理費用 (単位：千円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	
処 理 維 持 管 理 費	人件費	147,732	160,045	168,228	149,883	156,534
	処理費	22,584	21,252	23,138	27,320	26,572
	収集運搬費	22,584	21,252	23,138	27,320	26,572
	中間処理費	0	0	0	0	0
	最終処分費	0	0	0	0	0
	委託費	458,694	461,623	473,848	490,785	482,039
	収集運搬費	99,931	98,797	102,434	111,933	115,079
	中間処理費	327,456	328,623	334,427	335,152	324,759
	最終処分費	7,772	8,128	7,376	9,030	7,739
	その他	23,535	26,075	29,611	34,670	34,462
	車両等購入費	6,944	5,063	8,500	0	0
	調査研究費	0	0	0	0	0
	計	635,954	647,983	673,714	667,988	665,145
	建設改良費	0	0	0	0	0
その他	5,317	7,216	4,844	480	480	
合計	641,271	655,199	678,558	668,468	665,625	
ごみ 1 t 当たりの処理経費 (円/t)	50,166	50,649	53,447	52,343	54,120	
1 人当たりの処理経費 (円/人)	13,849	14,211	14,746	14,570	14,576	

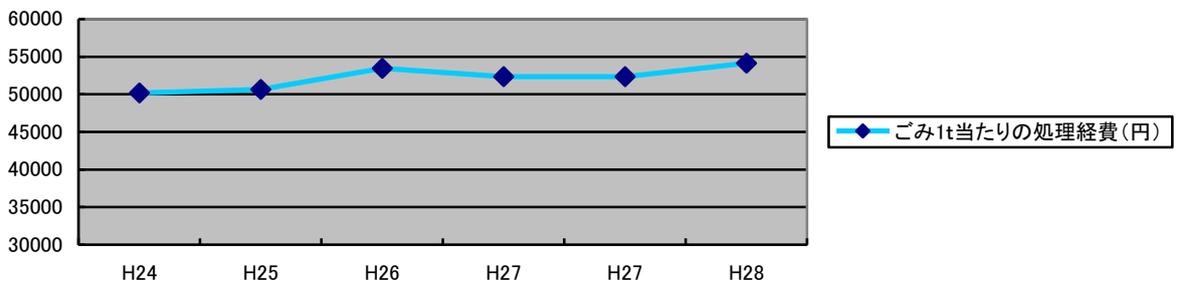


図 3-6 ごみ 1 t 当たりの処理経費

(注)：処理経費には「天山地区環境共同組合」への負担金は含まれておりません。

## 【参 考】

表 3-15 資源物回収による収入 (千円)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
金 額	16,270	17,260	14,878	11,493	9,492

## 7-2 その他補助金等

集団回収への補助金の他に、家庭用生ごみ減量機器購入に補助金制度を設けています。家庭用生ごみ減量機器購入補助金の額および補助実績は表 3-16、表 3-17 のとおりです。

表 3-16 家庭用生ごみ減量機器購入費への補助金制度 (平成 29 年度)

規 格	単 位	範 囲	限度額
家庭用生ごみ減量器	1 世帯 1 器	購入価格の 2 分の 1 以内	3,000 円
家庭用電動式生ごみ減量機	1 世帯 1 機		20,000 円

表 3-17 家庭用生ごみ減量機器購入費への補助金実績

規 格	H24	H25	H26	H27	H28
家庭用生ごみ減量器	7 件	7 件	14 件	5 件	7 件
家庭用電動式生ごみ減量機	2 件	2 件	4 件	4 件	1 件

## 7-3 不法投棄

本市における不法投棄の発生件数を表 3-18 に示します。

表 3-18 不法投棄発生件数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
発生件数(件)	83	58	74	55	38

## 8 節 ごみ処理における現状と課題

ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、広域的なごみ処理体制を進めるとともに、住民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止など循環型社会の形成を目指して積極的に取り込む必要があります。本市におけるごみ処理の現状から問題点を整理し、計画に反映させるものとします。

### 8-1 減量化に関する課題

1人1日当たりの総ごみ排出量（768g/人/日（平成27年度実績））は全国平均値（平成27年度実績で939g/人/日）佐賀県平均値（平成27年度実績で885g/人/日）と比較すると低い値となっています。しかし、近年の動向では、ごみ量は横ばい傾向にあるものの、ごみ質的にもますます多様化しており排出量の増加に繋がる可能性も見込まれます。ごみ量の増加に歯止めをかけるためにも、家庭・事業所における可燃物に対する減量施策、さらなる資源回収の促進が求められる状況にあります。また、全国的にも問題となっている家電リサイクル法施行後の不法投棄対策も重要な課題となっています。

### 8-2 資源化に関する課題

資源化率は16.3%と環境省発表による総資源化率の全国平均（平成27年度で20.4%）と比較して低い値となっています。資源物収集や集団回収等を実施して、資源物回収を促進しているものの、可燃物、不燃物ともにまだ資源化できるものが混入しており、その潜在量に対する回収率は依然低いものと推測されます。

これら資源物の回収率を上げるため、住民・事業者に対して、分別の徹底を呼びかけるとともに、住民がリサイクルに参加しやすい仕組みをつくることが課題です。

### 8-3 施設整備に関する課題

現在、多久市、小城市を構成団体とした一部事務組合「天山地区共同環境組合」を設立し、ごみ処理の広域化に向けた準備が進められています。

両市のごみ処理体制については相違点もあり、広域化を行うにあたり、共同処理体制の調整とそれに伴う施設整備等の協議が今後必要となってきます。

### 8-4 ごみ処理の広域化に関する課題

近年の廃棄物リサイクルに対する必要性の高まりやダイオキシン類対策等の環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するためには、今後も継続して施設集約化による効率性の追求、公共事業のコスト縮減等、ごみ処理の広域化を促進していくことが課題です。

## 9 節 ごみ処理技術の動向

### 9-1 中間処理技術の動向

ごみの焼却（溶融）施設の種類及び施設数を下記に示します。

一般廃棄物の処理施設では、ストーカー式を中心とした焼却施設が最も多く、次いで、近年整備実績が増えてきたガス化溶融施設になります。

表 3-19 ごみ焼却（溶融）施設の種類

焼却施設	焼 却		ストーカー式
			流動床式
			回転炉式
	ガス化溶融施設	一体方式	シャフト炉式
		分離方式	キルン式
			流動床式
			流動炉式
	ガス化改質施設	一体方式	シャフト炉式
		分離方式	キルン式
			流動炉式

資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

表 3-20 ごみ焼却（溶融）施設数（平成 27 年度）

施設	件数
焼却	1,020
ガス化溶融・改質	103
炭化	5
その他	13

資料：一般廃棄物処理実態調査の結果（平成 27 年度）より

## 9-2 最終処分技術の動向

最終処分場には、焼却灰や不燃性残渣等が埋立処分されています。最終処分場を整備する場合、地域内で発生する残渣の性質に応じて適切な最終処分場のタイプを選ぶ必要があります。

最終処分場の種類は、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分類されます。産業廃棄物最終処分場はさらに3つのタイプに分かれます。図3-7にその分類を示します。本市から発生する処理残渣等は、一般廃棄物最終処分場で処分することになります。

また、全国の一般廃棄物最終処分場の残余について図3-8にて示します。

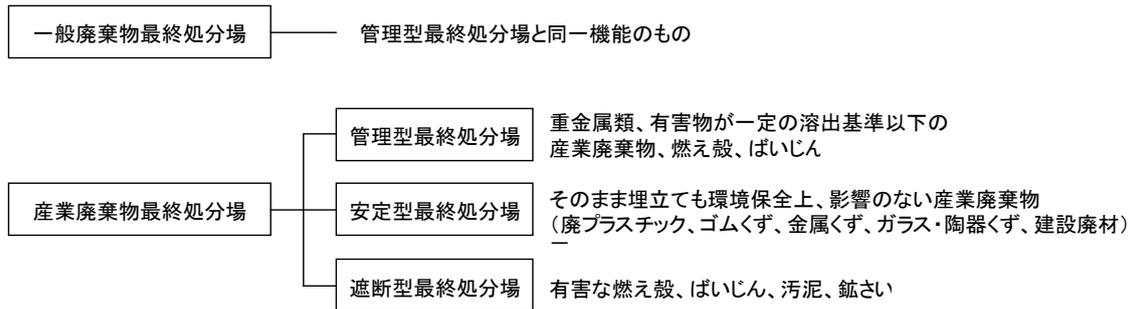


図3-7 全国の最終処分場の動向

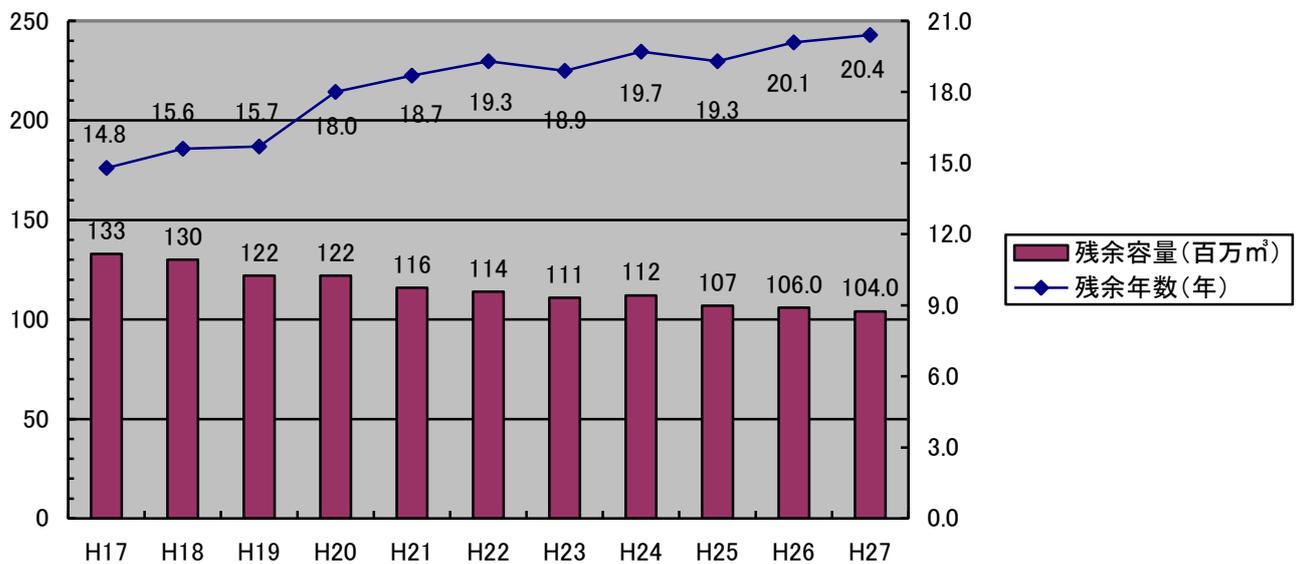


図3-8 全国の最終処分場の残余

## 第4章 ごみ量の将来予測

---

- 1 節 計画目標年次
- 2 節 計画処理区域
- 3 節 計画収集人口の予測
- 4 節 ごみ排出量の予測

## 1 節 計画目標年次

本計画の目標年次は、平成 39 年度を目標年次とします。

## 2 節 計画処理区域

計画処理区域は、小城市の全区域とします。

## 3 節 計画収集人口の予測

本市の総人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在で、45,665 人となっています。

人口推移については、平成 28 年度にコーホート要因法により策定した第 2 次小城市総合計画で推計された数値をもとに、平成 39 年度の総人口を 41,954 人と設定しています。本計画では、実態に即して推計されている、平成 39 年度の人口を 41,954 人とし、それまでの計画収集人口を図 4-1 に示すとおりとします。

←実績 予測→ 表 4-1 人口の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
人 口	46,016	45,881	45,665	45,112	44,810	44,507	44,209	43,912	43,612	43,311	43,011	42,708	42,331	41,954

(住民基本台帳各年度 10 月 1 日人口及び小城市総合計画人口予測より)

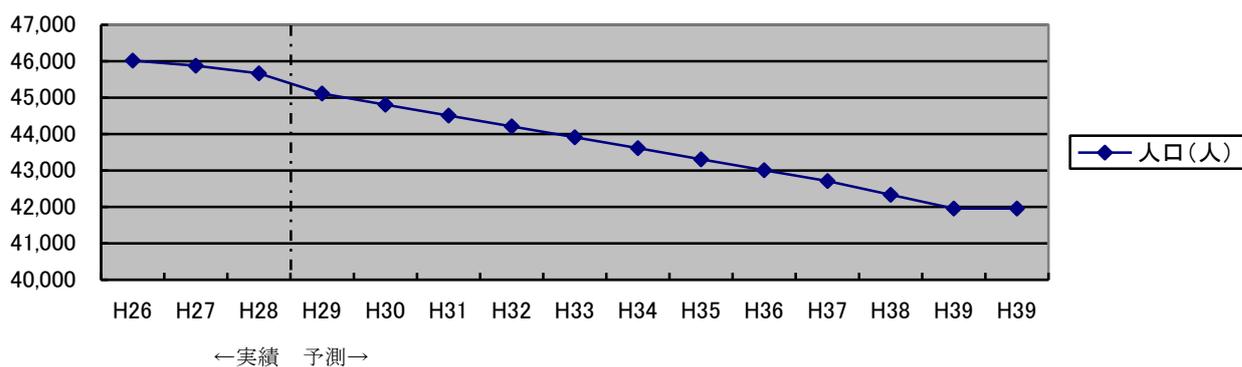


図 4-1 人口推移 (実績と将来予測)

## 4 節 ごみ排出量の予測

### 4-1 ごみ量の予測方法について

本章では、統計的予測により、本市の将来ごみ量推計を行います。本章での将来推計を基に第5章では、発生抑制、減量化、資源化率等の努力目標値の設定や、目標達成のための施策の検討を行うと共に、目標値達成を見据えたごみ量の将来推計を行います。

本計画では、ごみ量の予測を図4-2に示すような流れに従って行うこととしました。

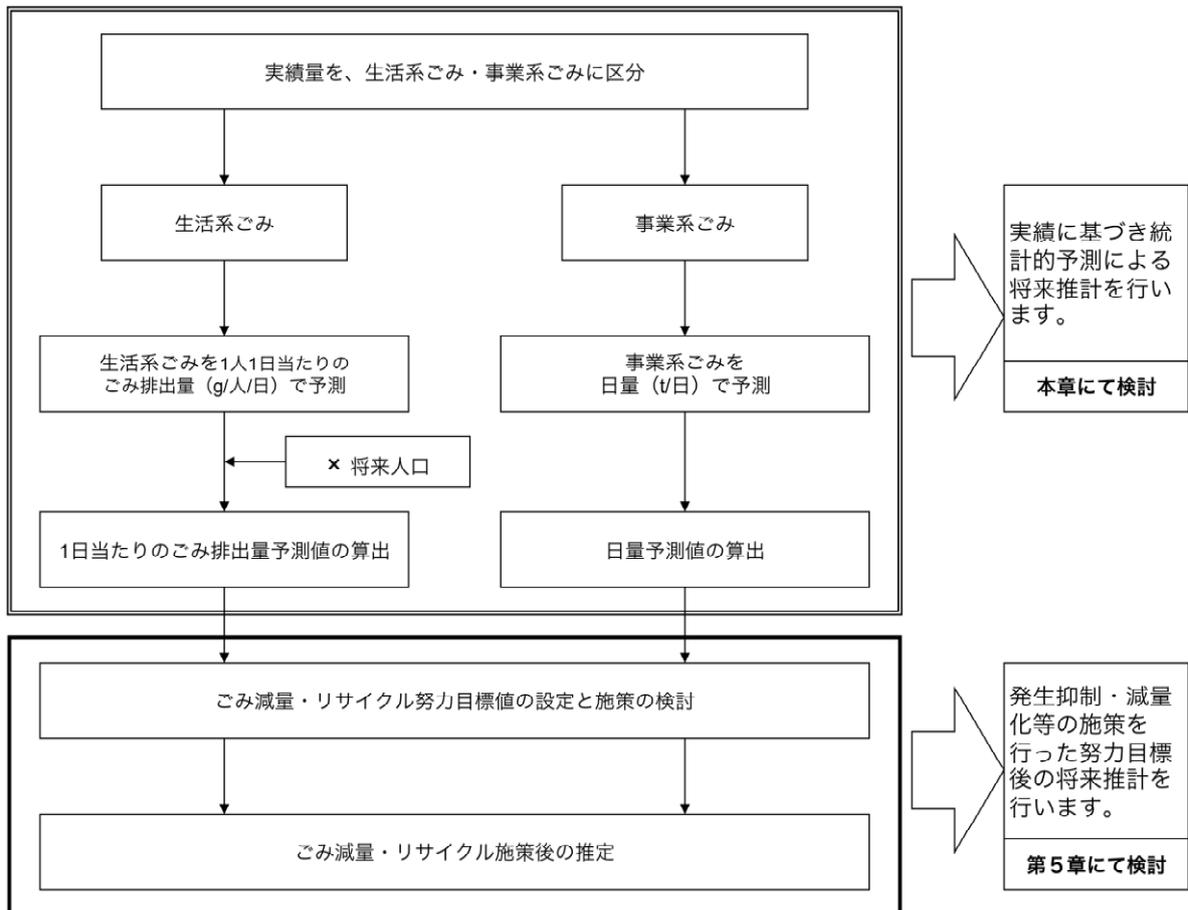


図 4-2 ごみ量予測フロー図

## 4-2 ごみ量予測

### (1) 生活系ごみ量の予測

過去10年間(平成19年度～28年度)のごみ排出量を計画収集人口で除した1人1日当たりのごみ排出量(原単位)の実績を下表に示します。これらの実績を用いて、トレンド法により将来ごみ量の予測を行います。予測に用いる実績が過去10年の実績では変動が大きいため、過去5年を用いるものとします。

表4-2 1人当たりのごみ量(生活系)の実績

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人口(人)	46,820	46,670	46,534	46,499	46,406	46,303	46,104	46,016	45,881	45,665
生活系ごみ量(t/年)	10,611	10,246	10,378	9,687	9,439	9,463	9,869	9,633	9,659	9,354
生活系ごみ量原単位(g/人/日)	621	601	611	571	557	560	586	574	575	561

※生活系ごみ量原単位＝生活系ごみ量(含む集団回収量)÷人口÷365日

将来的には、多少の増減は見込まれますが大幅な増減は見込まれないので、トレンド法で算出した結果の一番増減量の少ない分数式を採用することとします。

この算出された原単位に計画収集人口を掛けて生活系ごみ量を算出します。

また、生活系ごみの内訳については、平成28年度の比率を用いるものとします。

表4-3 生活系ごみ実績(平成28年度)

年 度	可燃物		不燃物		資源物		集団回収		合計
	t/年	%	t/年	%	t/年	%	t/年	%	t/年
H28実績	7,194	76.9	899	9.6	1,170	12.5	91	1.0	9,354

## (2) 事業系ごみ量の予測

過去10年間(平成19年度～28年度)のごみ排出量の実績を下表に示します。これを用いてトレンド法により将来ごみ量予測を行います。

表4-4 事業系ごみ量の実績

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
(t/年)	3,293	3,358	3,517	3,437	3,474	3,404	3,142	3,144	3,208	3,036
(t/日)	9.02	9.20	9.64	9.41	9.52	9.33	8.61	8.61	8.77	8.79

事業系ごみの将来予測は、将来トレンド法で算出した結果の一番増減量の少ない分数式を採用することとします。

また、事業系ごみの内訳については、平成28年度の実績の比率を用いるものとします。

表4-5 事業系ごみ実績(平成28年度)

年度	可燃物		不燃物		資源物		合計
	t/年	%	t/年	%	t/年	%	t/年
H28 実績	2,868	94.5	9	0.3	159	5.2	3,036

(3) ごみ排出量将来予測のまとめ

ごみ排出量の将来予測結果をまとめると図4-3のとおりとなります。

表4-6 ごみ排出量将来予測

	年度	生活系ごみ量 (t/日)					事業系ごみ量 (t/日)				合計 (t/日)
		可燃物	不燃物	資源物	集団回収	計	可燃物	不燃物	資源物	計	
実績	H26	20.22	2.52	3.43	0.22	26.39	8.19	0.02	0.40	8.61	35.00
	H27	20.06	2.59	3.48	0.26	26.39	8.31	0.02	0.44	8.77	35.16
	H28	19.71	2.46	3.21	0.25	25.63	7.86	0.02	0.44	8.32	33.95
予測	H29	19.47	2.43	3.16	0.25	25.31	8.29	0.02	0.46	8.77	34.08
	H30	19.34	2.41	3.14	0.25	25.14	8.27	0.02	0.46	8.75	33.89
	H31	19.20	2.40	3.12	0.25	24.97	8.26	0.02	0.46	8.74	33.71
	H32	19.07	2.38	3.10	0.25	24.80	8.25	0.02	0.46	8.73	33.53
	H33	18.97	2.37	3.09	0.25	24.68	8.24	0.02	0.46	8.72	33.40
	H34	18.85	2.35	3.06	0.25	24.51	8.23	0.02	0.46	8.71	33.22
	H35	18.72	2.34	3.04	0.24	24.34	8.23	0.02	0.46	8.71	33.05
	H36	18.59	2.32	3.02	0.24	24.17	8.22	0.02	0.46	8.70	32.87
	H37	18.46	2.30	3.00	0.24	24.00	8.22	0.02	0.46	8.70	32.70
	H38	18.30	2.28	2.97	0.24	23.79	8.21	0.02	0.46	8.69	32.48
	H39	18.13	2.26	2.95	0.24	23.58	8.21	0.02	0.46	8.69	32.27

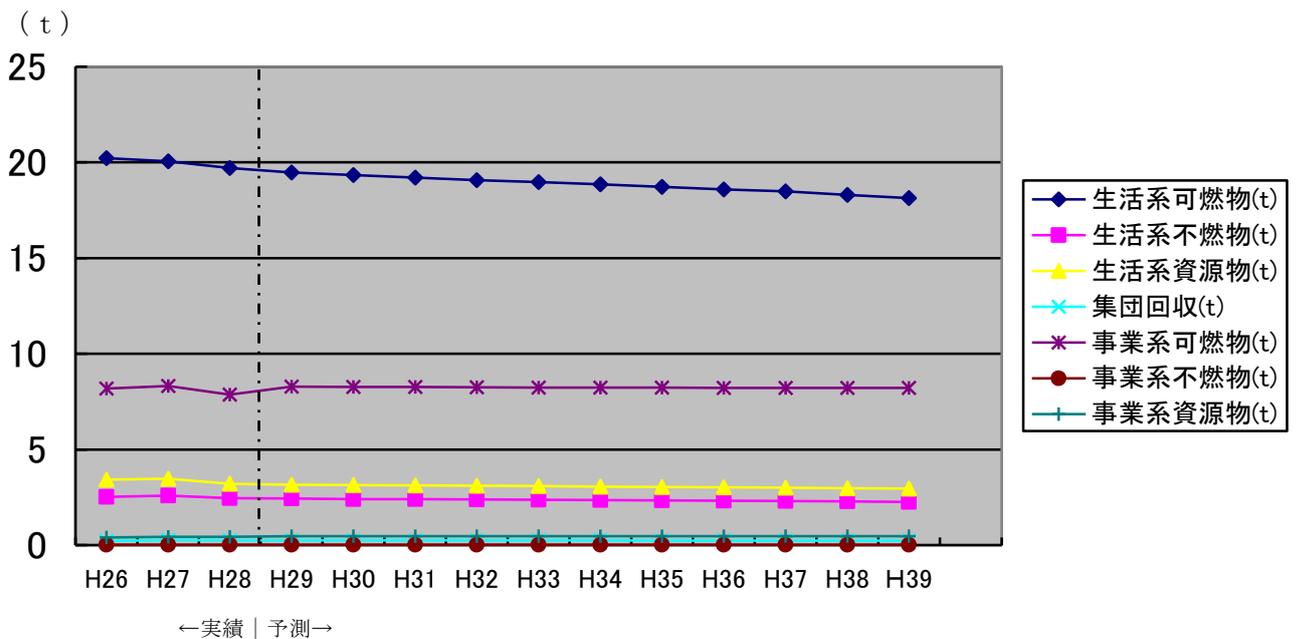


図4-3 ごみ排出量(日量)予測結果

## 第5章 ごみ処理基本計画

---

- 1 節 計画の基本方針
- 2 節 ごみ処理の目標
- 3 節 基本方針に基づく主な施策
- 4 節 役割分担と取り組み
- 5 節 協力体制の確立と計画の進行管理

# 1 節 計画の基本方針

## 1-1 基本理念

### ごみ処理基本計画理念

『循環型社会の形成に向け、「4 R 運動の促進」「廃棄物の適正処理の推進」「不法投棄の防止」に努める』

ごみ問題を根本から解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される浪費型社会から脱却し、循環型社会に移行することが必要です。これは、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくしていくことを指しています。平成12年には「循環型社会形成推進基本法」が公布され、循環型社会の形成にむけた基本的な枠組みとなる法律が制定されました。個別の廃棄物・リサイクル関係法令と相まって、循環型社会の形成に向けた取り組みが、まさに実効あるものとして整いつつあります。

将来像に向け環境に関する政策目標を「住みたい！と思う笑顔が集まるキレイなまち」で「安全・安心なまち」として循環型社会形成に向けたごみ処理体制の充実等に取り組んでいます。

本市のごみの発生量は、第3章「ごみ処理の現状と課題」で整理しましたが、近年は横ばい傾向にあり、循環型社会を形成するためには、廃棄物の発生・排出抑制の取組を第一に位置付け、市民・事業者・行政が連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

市民生活や事業実施に伴う経済活動は、その様々な側面において社会環境のみならず自然環境に負荷を与えています。このことを十分に認識し、ライフスタイルを見直し、環境への負荷が出来る限り低減される循環型社会への転換をする必要があり環境を考えて行動する意識づくりを推進します。

今後は市民・事業者・行政の各主体が様々な取り組みを積極的に実行することで発生するごみそのものを減量することが必要です。

また、市民・事業者はごみ減量・4 R 運動に積極的に取り組み、ごみ処理経費の削減に努め、行政においてはごみ処理経費の削減等を含む適正化に努めます。

以上のことから本計画では、以下を基本理念として掲げ、廃棄物の減量化を推進するとともに循環型社会の形成を目指します。

## 1-2 基本方針

### 4 R運動の推進

4R（Reduce：ごみを減らす、Reuse：ものを再使用する、Recycle：リサイクルする、Refuse：レジ袋の利用を断る等）を積極的に推進しながら、中間処理量や最終処理量の削減を図ります。

#### ・環境教育の充実

住民及び事業者に対し、廃棄物問題や環境問題について、分かりやすい情報を提供する等、環境教育の充実を図ります。

#### ・住民・事業者・行政の役割の明確化と実行

基本方針・目標を達成するために、住民・事業者・行政の三者が協働して、ごみ減量化及び資源の有効利用等を自らの問題として考え、取り組むことを目指します。それぞれの役割を明確化し、かつ、有効に実行していきます。

### 廃棄物の適正処理の推進

#### ・広域処理の推進

本市内から発生するごみについては、資源の有効活用、適正処理及び自区内処理の原則に基づき、天山地区共同環境組合において、処理経費の削減等効率的な処理事業を検討しながら、広域的な施設整備を推進していきます。

### 不法投棄の防止

住民、事業者、行政が一体となって「監視の強化及び防止対策」、「指導の強化」、「回収体制の充実」を行い、不法投棄防止に取り組みます。

## 2 節 ごみ処理の目標

### 2-1 ごみ減量・資源回収目標値の設定

本市のごみの発生抑制、資源化に向けた行動や状況を明確にするために、努力目標となる数値を設定します。

本市のごみ量は将来的に増加する傾向にあります(第4章 図4-3 ごみ量の予測結果参照)。本計画では、ごみの1人1日平均排出量の増加を抑えることで、本市のごみ量の削減を図るものとします。

表 5-1 本計画の数値目標

項 目		H39 数値目標
減量化	1人1日当たりのごみ総排出量	716 g/人/日以下
リサイクル率		21%以上

※1人1日当たりのごみ総排出量＝ごみ総排出量÷人口÷365日

※リサイクル率＝ごみの中での資源化量÷ごみの総排出量

## 2-2 目標達成の考え方

ごみの発生抑制、資源化目標の達成の考え方は図5-1、図5-2、図5-3、図5-4のとおりです。

表5-2 ごみ排出量の目標数値（資源物を除く）

単位（t/日）

	H28（実績）	H39（排出抑制前）	H39（排出抑制後）
不燃物	2.48	2.28	2.22
可燃物	27.57	26.34	23.65
ごみ量の数値	30.05	28.62（潜在発生量）	25.87（発生抑制目標値）

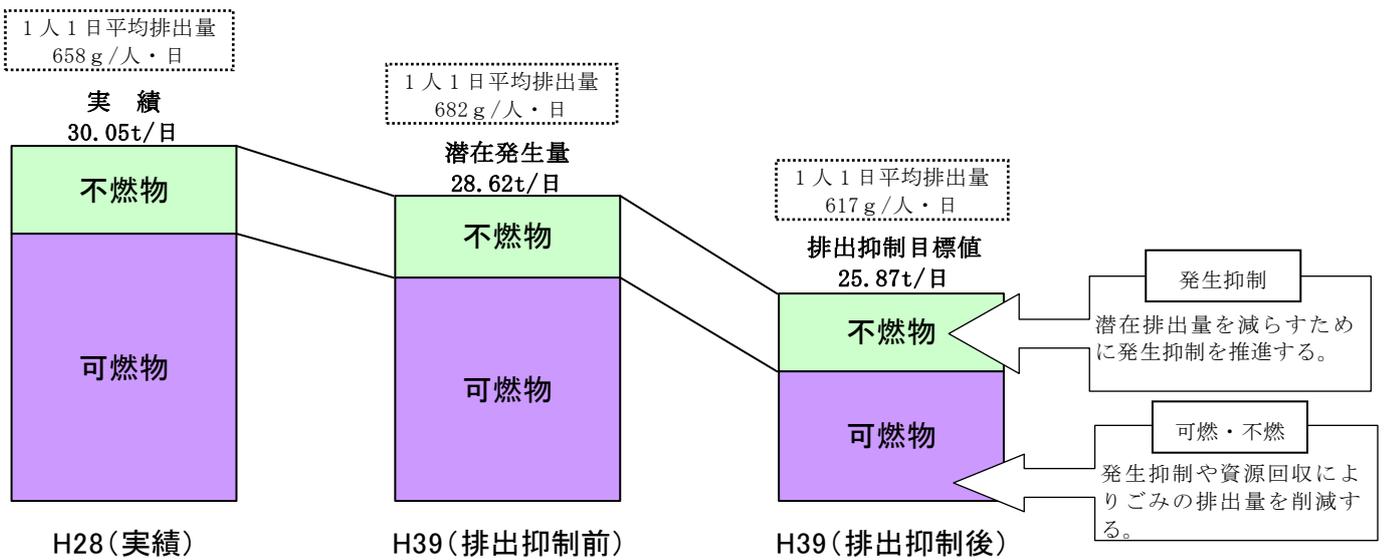


図5-1 ごみ量の目標数値

実績 ← → 予測 表5-3 目標達成までのごみ量の推移（資源物を除く）単位（t/日）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
ごみ量の数値	30.98	30.05	29.28	29.01	28.74	28.47	28.20	27.83	27.45	27.09	26.71	26.30	25.87

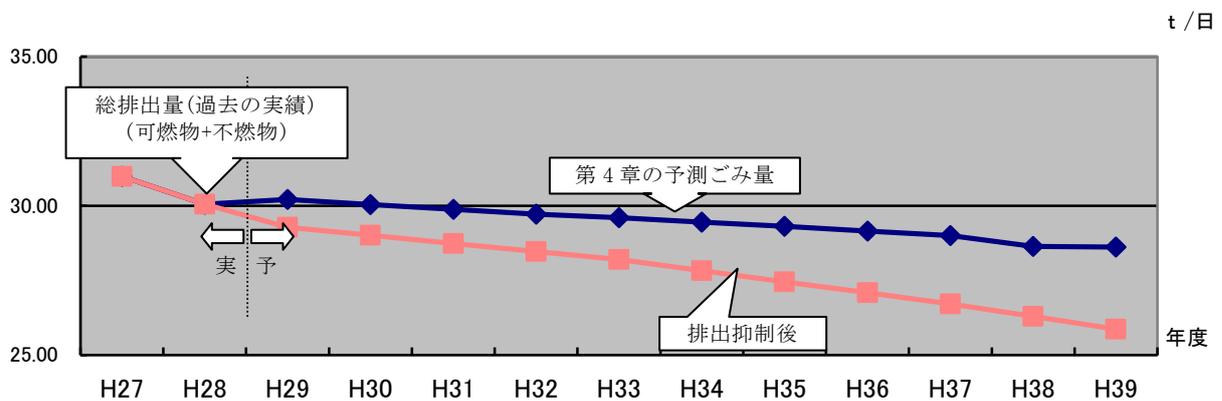
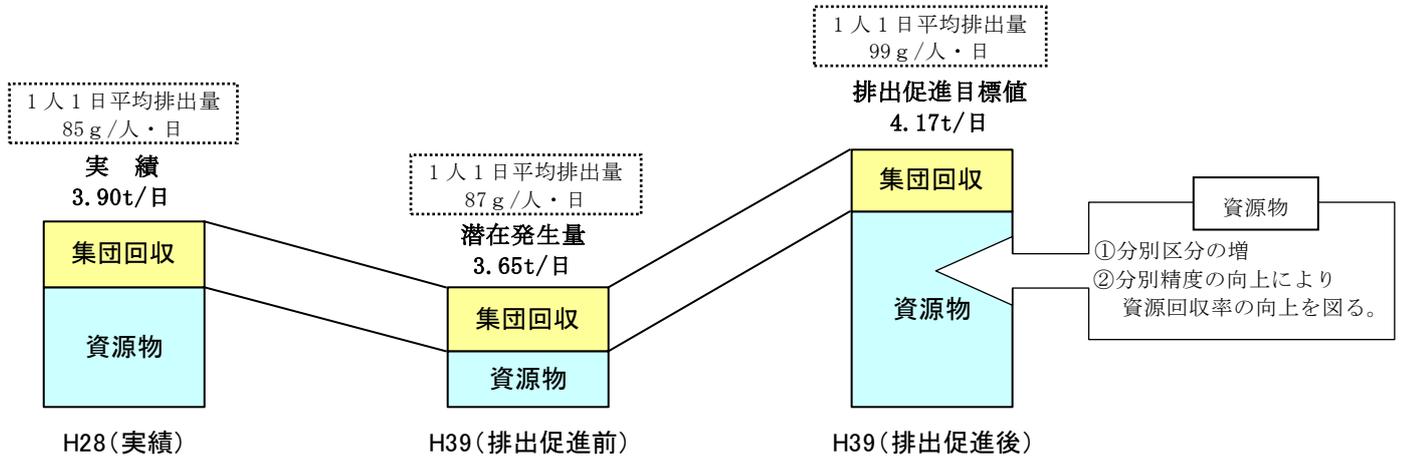


図5-2 目標達成までのごみ量の推移（資源物を除く）

表 5-4 資源物排出量の目標数値

単位 (t/日)

	H28 (実績)	H39 (排出促進前)	H39 (排出促進後)
資源物 (うち集団回収)	3.90 (0.25)	3.65 (0.24)	4.17 (0.23)



実績 ← → 予測

表 5-5 目標達成までの資源物量の推移

単位 (t/日)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
資源物量の数値	4.18	3.90	4.19	4.19	4.20	4.20	4.21	4.19	4.19	4.18	4.18	4.17	4.17

t/日

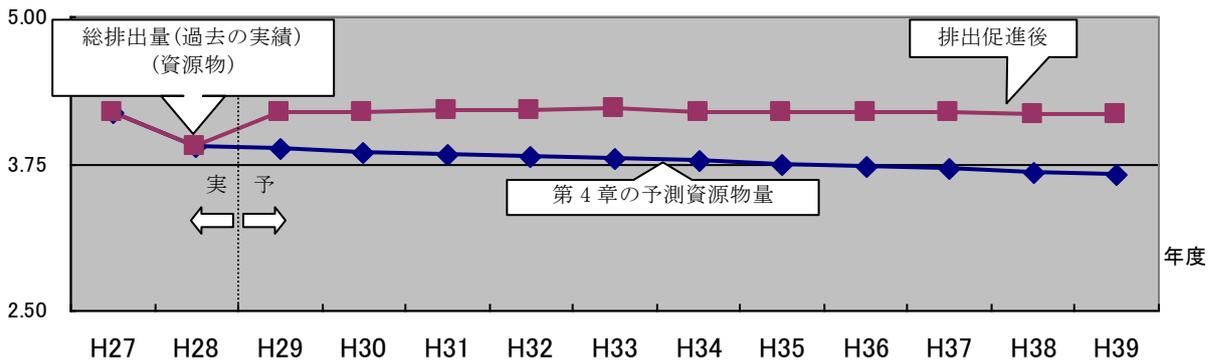


図 5-4 目標達成までの資源物量の推移

## 3 節 基本方針に基づく主な施策

### 3-1 ごみ減量化・資源化に向けて

ごみの排出量を抑制していくためには、住民・事業者・行政が一体となって、ごみ減量に取り組んでいくことが重要です。

#### 1. 行政における方策

- ①住民の意識改革の推進
  - ・地域住民や事業者への教育、啓発活動の充実
  - ・情報の発信
  - ・小中学校等での廃棄物問題に関する教育や学習の推進
- ②廃棄物処理に関する指導の推進
  - ・処理方法や管理体制等の啓発
  - ・環境配慮店の広報
  - ・資源化（分別）の広報
- ③食品ロス削減の意識啓発
- ④生ごみ減量機器等の利用促進
- ⑤情報の提供
  - ・一般廃棄物収集運搬業者情報の提供
  - ・排出抑制・リサイクルの取り組み事例紹介
- ⑥リサイクル製品の使用の推進
  - ・家庭や事業所等におけるリサイクル製品の使用の推進
  - ・グリーン購入法に基づく、市役所内及び関係機関等でのリサイクル商品の利用
- ⑦レジ袋削減・マイバッグキャンペーンの推進

#### 2. 住民における方策

- ①消費者としての意識改革の推進
  - ・計画的な買物の実践
  - ・買物袋持参の推進
  - ・使い捨て製品の使用の抑制
  - ・簡易包装の推進
  - ・水切り運動の展開
  - ・食品ロス削減の実践
- ②有機廃棄物の再利用の推進
  - ・生ごみの堆肥化の推進

- ・生ごみの堆肥を農用地等へ還元できるシステムづくりの検討

### 3. 事業所等における方策

- ①減量化・資源化の推進
- ②過剰包装の抑制
  - ・簡易包装の推進
  - ・買物袋持参運動の推進
- ③再生資源の利用促進
- ④食品ロス発生の抑制

#### 3-2 資源化計画

ごみの排出量抑制と合わせて、資源化に取り組むことも重要です。住民・事業者・行政が一体となって、ごみの分別徹底により、資源化できるものは、資源として再利用することが必要です。

- ①資源ごみの分別排出の徹底
  - ・分別の習慣づけの推進
  - ・分別方法についての情報提供の充実
  - ・ごみステーション等への排出時における指導の強化
  - ・減量効果等の住民への周知
- ②資源ごみの拠点収集システムの定着及び拡大
- ③店頭での不要トレー・紙パック等回収箱の設置の推進
- ④市民協働によるリサイクルの推進

### 3-3 「廃棄物の適正処理の推進」に向けて

本市では、廃棄物の適正処理を実現するために、次に示す具体的取り組みを基本施策とします。

#### 1. 収集・運搬計画

本市における分別区分及び排出方法を表5-6、表5-7のとおりとします。

表5-6 ごみの分別区分

平成29年現在

区分		ごみの種類
可燃物		生ごみ類、革製品類、ゴム類等、紙類（資源物除く）
不燃物	金属類	空き缶類（飲料缶を除く）、スプレー缶類、50cm未満の電気製品、鍋類、自転車
	ビン・ガラス類	空きビン類、陶磁器類、ガラス類、電球
		蛍光管、電球
	乾電池・ライター類	使用済乾電池、使用済ライター
水銀類	水銀体温計、血圧計	
資源物	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ等のペットボトル
	容器包装プラスチック	卵パック、豆腐パック、プリン・ゼリー等の容器、袋類、シャンプー・洗剤等の容器など
	発泡（トレイ・スチロール）	白色トレイ、色柄トレイ、保冷箱、緩衝材など
	紙類	新聞・チラシ、段ボール、雑誌・本・包装紙・紙箱類、紙パック
	アルミ・スチール飲料缶	アルミ製の飲料缶、スチール製の飲料缶（ジュース、お茶など）
	硬質プラスチック	鉢盛皿・盆、空の食用油容器、プラスチック製のバケツ・おもちゃ・植木鉢・衣装ケース
	古布類	肌着、Tシャツ、シーツ、タオル類、ズボン、上着、背広、子供服、カーテン等
	草木類、剪定くず	草、木、剪定くず
	廃食用油	使用済の食用油
粗大ごみ		家具類、寝具・敷物類、指定袋に入らない可燃ごみ、コンテナに入らない不燃ごみ（家電4品目等は、家電小売店で引取り）
市では受け入れられないごみ		バッテリー、バイク、太陽熱・電気温水器、タイヤ、消火器、ガスボンベ、ごみ焼却灰、コンクリートがれき、瓦、土、石、塩化ビニール波板、スレート、レンガ、農機具、農業用ビニール・苗箱・畔波板、漁網、塩化ビニール管、廃油・塗料、農薬、サーフボード、住宅設備機器、薬品類、産業廃棄物、断熱材等

表 5-7 ごみの排出方法

平成 29 年現在

区分		ごみの出し方	
可燃物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみは、よく水切りをする</li> <li>・袋の口はしっかり結ぶ</li> <li>・燃えないごみ（金属、ビン・ガラス、ライター等）を混ぜない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定袋に入れて出す</li> <li>・指定日時に指定場所に出す</li> </ul>
不燃物	金属類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身を全部出して、軽く水洗いする。スプレー缶や簡易ボンベは使い切ってから火の気のない所で穴をあける</li> <li>・刃物は厚紙で包んで出す</li> <li>・燃えるごみを混ぜない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナに入れる</li> </ul>
	ビン・ガラス類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身を全部出して、軽く水洗いする</li> <li>・栓やキャップ、ふたを取り外す。割れたガラス等は厚紙等で包んで出す。燃えるごみは混ぜない</li> </ul>	
	蛍光管・電球	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れないように保管し持ち込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定日時に指定場所に出す</li> </ul>
	乾電池・ライター類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身が漏れないように使いきり保管し持ち込む</li> </ul>	
	水銀製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れないように保管し持ち込む</li> </ul>	
資源物	紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目別に分類する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紐でしばって出す</li> </ul>
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトルはふたを外し、中身を完全に抜き水洗いする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・袋に入れて出す</li> <li>・指定日時に指定場所に出す</li> </ul>
	容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れているものは軽く水洗いし、油等を落とす</li> </ul>	
	発泡（トレイ・スチロール）		
	アルミ・スチール飲料缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽く水洗いする</li> </ul>	
	硬質プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きいものは崩す</li> </ul>	
	古布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水漏れしないように保管し、指定の場所に出す</li> </ul>	
	廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓋付のペットボトル等の容器に入れて、指定の場所に出す</li> </ul>	
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・50cm以内に解体し、直接、廃棄物中継センターに持込むか、市の粗大ごみ収集に依頼する（有料）</li> <li>・家電4品目は、家電小売店に依頼する</li> </ul>	

## 第 5 章 ごみ処理基本計画

ごみの収集回数については、1日の収集量を平均化するために表5-8に示すとおりとします。収集日程を月曜日から金曜日までの週5日収集とし、ごみの分別区分ごとの適正な収集回数と場所を確保します。

表 5-8 ごみの収集回数 平成 28 年 現在

区 分	収集回数	排出場所
可燃物	2回/週	可燃物ステーション
不燃物	2回/月	不燃物ステーション
資源物	4回/月	資源物ステーション
粗大ごみ	1回/週	戸別収集

### 2. 中間処理計画

一般家庭及び事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の全量を安全かつ適正に処理できる体制の構築を目指します。

ごみ種毎の処理方針は表 5-9 のとおりです。

表 5-9 処理方針 平成 28 年 現在

区 分	処理方針
可燃物	可燃物は、減容効果の大きい焼却処理とする。また、その焼却残渣は有害物質の安定化対策、減容対策を行う。
不燃物	破碎処理を行い、可燃物、資源物、不燃物に選別する 破碎・選別後、可燃物等は焼却処理とする。 資源物は、リサイクルを促進する。
資源物	分別回収によって収集した資源物は、選別し再生可能な資源物として回収する。特に、容器包装については、再商品化が可能な純度まで選別を行う。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみは破碎し、可燃物、資源物、不燃物に選別する。</li> <li>・破碎・選別後、可燃物等は焼却処理とする。資源物は、再利用・再使用を促進する。</li> <li>・家具等再生可能な物は住民へ提供する場を設け、リサイクルする。</li> <li>・家具 4 品目およびパソコンは、家電小売店で受け入れるものとする。</li> </ul>
特別管理一般廃棄物	特別管理一般廃棄物である感染性一般廃棄物の処理は、排出者責任とし、処理業者や業界の回収ルートを利用し、自己処理を行う。

### 3. 最終処分計画

可燃物の焼却は現在唐津市の廃棄物処理施設「クリーンパークさが」で焼却していますが、平成32年4月より多久市に建設中の小城市、多久市が構成団体の一部事務組合「天山地区共同環境組合」において焼却処分を予定しております。また、焼却処分を含む中間処理施設から排出される残さを安全かつ適正に処理できる体制とします。

#### 3-4 不法投棄対策について

本市においても山間部や河川敷などを中心に生活ごみや廃家電製品等の不法投棄が後を絶たず、市民の不法投棄に対する不信感や不安感が増大しています。次世代に快適で暮らしやすい生活環境を残すためにも、「不法投棄をさせない、ゆるさない」風土づくりを進めていく必要があります。

本市はこれまでも、小城市廃棄物不法投棄監視員（以下「監視員」という。）と連携し、不法投棄防止対策に努めてきましたが、より一層の強化を図るため、平成26年7月に小城市不法投棄防止対策協議会を設置しました。協議会の活動として市内随所に不法投棄防止監視カメラや不法投棄監視啓発路線パネルの設置、また監視員による監視の強化について、これまで個別に活動していた関係機関と連携し、情報を共有することで、効果的な対策につなげていきます。

##### 監視体制の強化

- ・パトロール体制の整備及び強化
- ・地域住民や関係機関との綿密な連携
- ・小城市不法投棄防止対策協議会での合同パトロールの実施

##### 排出者への啓発

- ・不法投棄防止の看板や車輛進入防止柵の設置
- ・不法投棄の起こりやすい場所への監視カメラ、啓発路線パネルの設置
- ・不法投棄監視パトロールマグネット作成による啓発の強化

## 不法投棄

不法投棄に関する罰則については、平成22年の法改正により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人には3億円まで加重できる）又は併科と厳罰化されています。

反社会的行為という位置づけがさらに強化され、制裁措置が大幅に引き上げられています。

### 3-5 収集運搬業の許可事務の執行について

収集運搬業の許可については、許可を受ける業者は一定の能力を有しかつ関係法令で定められている諸条件を満たしている必要があります。

また、本計画にも適合している必要がありますが、本計画ではごみ減量の目標値達成によるごみ量の減少を見込んでおり、既存の収集運搬事業者でごみの収集は十分行える見込みですので、新規の許可は基本的に行いません。但し、ごみ量等に変化が見込まれる場合は、既存の許可業者を含め業の許可について慎重な精査を実施することとします。

### 3-6 医療系廃棄物の処理について

在宅医療廃棄物については、「在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書 平成17年3月 環境省」に基づき取り組みを行っていきます。

#### 収集しない在宅医療廃棄物

特に感染性が高いと判断される廃棄物については、医療機関において処理を行うこととし、注射針等の鋭利なもの（インスリン注射などの自己注射）は医療機関へ自主回収に向けた働きかけと市民への周知を行います。

#### 収集する在宅医療廃棄物

非鋭利である、血液が大量に付着していない等の通常感染性を有さないと考えられる廃棄物については収集を行います。

### 3-7 災害廃棄物について

大規模な自然災害としては、台風や洪水等の水害や地震などがあり、発生時には大量の廃棄物が一時的に発生し、緊急的な処理が必要となります。

水害廃棄物の場合は、廃棄物が水に浸かった後のため、泥や水分で重たくなり、汚物が付着して臭気や腐敗が生じやすい問題があり、早急な対処が必要とされます。

震災廃棄物の場合は、一般に乾燥していて復旧のために急ぐ必要はありますが、腐敗性などは少ないので、水害廃棄物と比べて衛生面での制約は小さいと考えられます。

本市では、県及び近隣市町と連携・協力のもと、災害廃棄物の処理は迅速に対応することとし、一時集積所については公有地等を活用します。

## 4 節 役割分担と取り組み

本計画の推進のためには、住民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。ここでは、努力目標や各施策を達成するために住民、事業者、行政の役割分担を明確にします。

### 4-1 行政の役割

- ・住民や事業者に対する教育、啓発活動を促進する
- ・住民、事業者の自発的な活動を支援する
- ・リサイクル関連業界と連携し、リサイクルルートの確保に努める
- ・各リサイクル活動への支援や情報提供を行う
- ・市役所や関係機関等での再生品利用（グリーン購入）を積極的に推進する
- ・適正処理に努め、必要な施設整備やごみ処理体制を整備する
- ・広報・啓発活動や推進団体の育成等を積極的に進め、4 R 運動を促進する
- ・不法投棄の監視、啓発や適正処理対策を推進する
- ・食品ロス削減に努めるため、小売店や飲食店への協力の推進、食べ残し削減に向けた広報等への啓発に努める

### 4-2 住民の役割

- ・買物袋を持参し、詰め替え商品の購入や店舗等での簡易包装の要求を行う
- ・生ごみは水切りを十分行い、堆肥化についても補助制度等を活用し、積極的に取り組む
- ・使い捨て商品の購入を自粛する
- ・ものをできるだけ長く使用する
- ・分別を徹底し、資源物の回収に協力するとともに、ごみステーション等への出し方を適正に行う
- ・リサイクル製品を積極的に購入する
- ・資源物回収活動などに積極的に参加する
- ・ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する
- ・野焼きなど禁止されている家庭内ごみ処理を行わない
- ・不法投棄を行わない。不法投棄の発見に協力する
- ・食品ロス削減に協力するため、食べ残しを減らし必要な分だけ買い物をする

### 4-3 事業者の役割

- ・使い捨て商品の開発、製造、販売を見直す
- ・流通包装の簡素化と排出抑制に取り組む

- ・ 過剰包装を自粛する
- ・ 分別排出に協力する
- ・ オフィスなどの備品にできるだけリサイクル品を使用する
- ・ 再生品の開発、製造、販売に積極的に取り組む
- ・ 片面が印刷済みの用紙はそのまま捨てずに、裏面も利用する
- ・ 市の減量化・資源化施策に協力する
- ・ ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する
- ・ 産業廃棄物等については、安全で適正な処理、処分方法を選択する
- ・ 不法投棄を行わない
- ・ 不法投棄物を見かけたら、市への通報に協力する
- ・ ダイオキシン類や悪臭などの原因となる小型焼却炉、簡易焼却炉の使用は行わない
- ・ レジ袋廃止、削減に向けてレジ袋の有料化、スタンプ制度、ポイント制度の導入について積極的に取り組む
- ・ 食品ロス削減のため、小盛メニューの提供やバラ売り提供・充実を図り食べ残しの削減に取り組む。

## 5 節 協力体制の確立と計画の進行管理

### 5-1 協力体制

基本方針の達成に向けて、行政及び関係機関での連携はもちろん、住民や事業者との協力体制を構築することが重要です。本市では、次の具体的対応を実施することで、住民、事業者、行政が一体となった施策の展開や見直しを行っていきます。

- ・ ホームページや広報誌等を利用したごみ行政情報の提供
- ・ 住民の意見の施策への反映

### 5-2 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、目標値を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで、図 5-3 のような施策メニューの検討(Plan)、施策メニューの実施(Do)、評価(Check)、改善・代替案(Action)のチェックシステムを整備し、目標年次(平成 39 年度)までこれを実施することで、目標値の達成を目指します。

また、これらの状況はホームページ等で住民、事業者に広く知らせます。

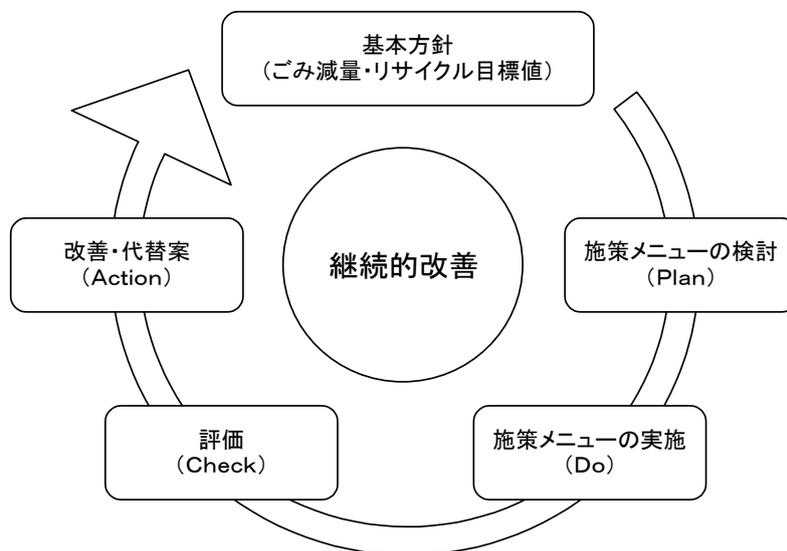


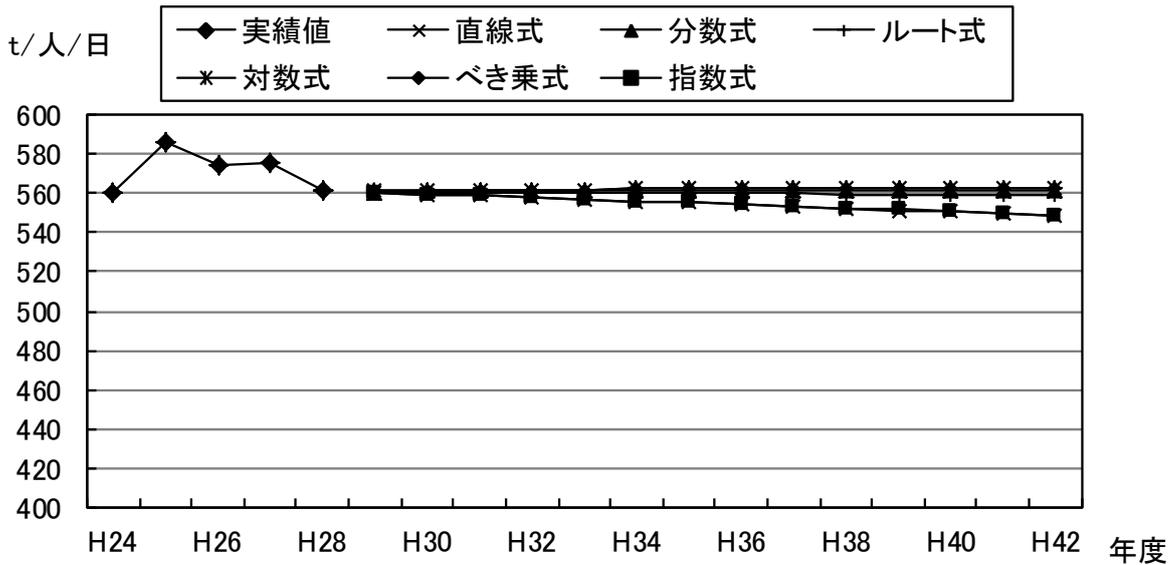
図 5-5 チェックシステム



— 資 料 —

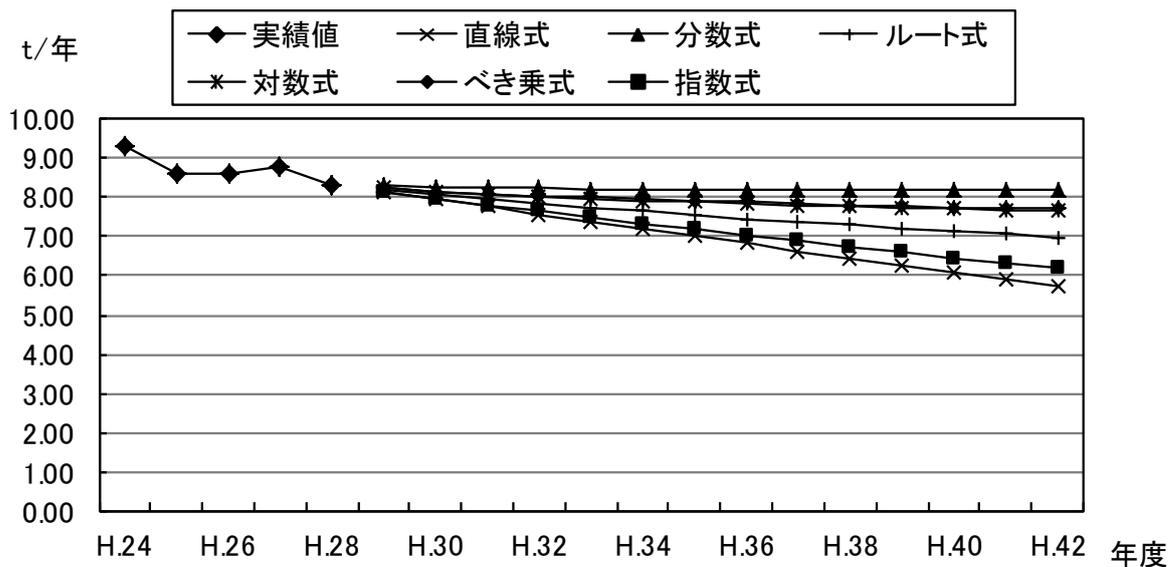
小城市 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

年度	年目	実績	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
H.24	1	560	$y = -0.9x + 573.9 - 8$ $y = -9.4007391(1/x) + 575.493004 - 13$ $y = -0.6627148(\sqrt{x}) + 572.311019 - 10$ $y = 1.35336394(\ln x) + 569.904156 - 11$ $y = 569.770391 \times (x^{0.00246676}) - 11$ $y = 573.759222 \times (0.99846303^x) - 8$					
H.25	2	586						
H.26	3	574						
H.27	4	575						
H.28	5	561						
年度	年目	直線式	○分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	
H.29	6	561	561	561	561	561	560	
H.30	7	560	561	561	562	562	560	
H.31	8	559	561	560	562	562	559	
H.32	9	558	561	560	562	562	558	
H.33	10	557	562	560	562	562	557	
H.34	11	556	562	560	562	562	556	
H.35	12	555	562	560	562	562	555	
H.36	13	554	562	560	562	562	554	
H.37	14	553	562	560	562	562	554	
H.38	15	552	562	560	563	563	553	
H.39	16	552	562	560	563	563	552	
H.40	17	551	562	560	563	563	551	
H.41	18	550	562	559	563	563	550	
H.42	19	549	562	559	563	563	549	
相関係数(r)		0.1312	0.2811	0.0297	0.0793	0.0827	0.1282	
r(順位)		2	1	6	5	4	3	



小城市 事業系ごみ量

年度	年目	実績	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	
H.24	1	9.33	直線式 $y=-0.186x+9.286-0.04$ 分数式 $y=1.02774551(1/x)+8.25866288-0.14$ ルート式 $y=-0.6308185(\sqrt{x})+9.78554607-0.05$ 対数式 $y=-0.5013057(\text{LN}x)+9.20799943-0.08$ べき乗式 $y=9.20689839 \times (x^{0.0565395})-0.09$ 指数式 $y=9.29090952 \times (0.97914718^x)-0.04$						
H.25	2	8.61	単位:t/日						
H.26	3	8.61	直線式	○分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	
H.27	4	8.77	8.13	8.29	8.19	8.23	8.23	8.15	
H.28	5	8.32	7.94	8.27	8.07	8.15	8.16	7.98	
H.29	6	8.13	7.76	8.25	7.95	8.09	8.10	7.81	
H.30	7	7.94	7.57	8.23	7.84	8.03	8.04	7.65	
H.31	8	7.76	7.39	8.22	7.74	7.97	7.99	7.49	
H.32	9	7.57	7.20	8.21	7.64	7.93	7.95	7.33	
H.33	10	7.39	7.01	8.20	7.55	7.88	7.91	7.17	
H.34	11	7.20	6.83	8.20	7.46	7.84	7.87	7.02	
H.35	12	7.01	6.64	8.19	7.38	7.81	7.84	6.88	
H.36	13	6.83	6.46	8.19	7.29	7.77	7.81	6.73	
H.37	14	6.64	6.27	8.18	7.21	7.74	7.78	6.59	
H.38	15	6.46	6.08	8.18	7.13	7.71	7.75	6.45	
H.39	16	6.27	5.90	8.18	7.06	7.68	7.73	6.32	
H.40	17	6.08	5.71	8.17	6.99	7.65	7.70	6.19	
H.41	18	5.90	相関係数(r)	0.7871	0.8922	0.8216	0.8526	0.8510	0.7891
H.42	19	5.71	r(順位)	6	1	4	2	3	5



ごみ処理の異通し表(現状維持)  
小城市

実績→予測

区分	単位	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33	H.34	H.35	H.36	H.37	H.38	H.39	H.40	H.41	H.42		
ごみ 処理 内訳	(1) 計画人口	人	46,303	46,104	46,016	45,881	45,665	45,112	44,810	44,507	44,209	43,912	43,612	43,311	43,011	42,708	42,331	41,954	41,577	41,200	40,823	
	(2) 計画収集人口	人	46,303	46,104	46,016	45,881	45,665	45,112	44,810	44,507	44,209	43,912	43,612	43,311	43,011	42,708	42,331	41,954	41,577	41,200	40,823	
	(3) 生活系ごみ原単位	g/人/日	560	586	574	575	561	561	561	561	561	562	562	562	562	562	562	562	562	562	562	562
	(4) 生活系ごみ	t/日	25.92	27.04	26.39	26.39	25.63	25.31	25.14	24.97	24.80	24.68	24.51	24.34	24.17	24.00	23.79	23.58	23.37	23.15	22.94	22.74
	(5) 燃えるごみ	t/日	20.25	20.55	20.22	20.06	19.71	19.47	19.34	19.20	19.07	18.97	18.85	18.72	18.59	18.46	18.30	18.13	17.98	17.81	17.64	17.44
	(6) 燃えないごみ	t/日	2.45	2.62	2.52	2.59	2.46	2.43	2.41	2.40	2.38	2.37	2.35	2.34	2.32	2.30	2.28	2.26	2.24	2.22	2.20	2.19
	(7) 資源物	t/日	2.99	3.66	3.43	3.48	3.21	3.16	3.14	3.12	3.10	3.09	3.06	3.04	3.02	3.00	2.97	2.95	2.92	2.89	2.87	2.86
	(8) 集団回収	t/日	0.23	0.21	0.22	0.26	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.23
	(9) 粗大ごみ(設定量)	t/日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(10) 事業系ごみ	t/日	9.33	8.61	8.61	8.77	8.32	8.77	8.75	8.74	8.73	8.72	8.71	8.71	8.70	8.70	8.69	8.69	8.69	8.68	8.68	8.68
	(11) 燃えるごみ	t/日	8.47	8.21	8.19	8.31	7.86	8.29	8.27	8.26	8.25	8.24	8.23	8.23	8.22	8.22	8.21	8.21	8.21	8.20	8.20	8.20
	(12) 燃えないごみ	t/日	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(13) 資源物	t/日	0.85	0.38	0.40	0.44	0.44	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
	(14) ごみ総排出量	t/日	35.25	35.65	35.00	35.16	33.95	34.08	33.89	33.71	33.53	33.40	33.22	33.05	32.87	32.70	32.48	32.27	32.06	31.83	31.62	31.42
(15) ごみ総排出量原単位	g/人/日	761	773	761	766	743	755	756	757	758	761	762	763	764	766	767	769	771	773	775	775	
(16) 計画処理量	t/日	35.02	35.44	34.78	34.90	33.70	33.83	33.64	33.46	33.28	33.15	32.97	32.81	32.63	32.46	32.24	32.03	31.83	31.60	31.39	31.19	
(17) 資源化施設対象処理量	t/日	4.26	4.49	4.45	4.64	4.50	4.45	4.42	4.40	4.37	4.35	4.32	4.30	4.26	4.23	4.20	4.17	4.13	4.09	4.06	4.06	
(18) 燃えないごみ	t/日	2.46	2.64	2.54	2.61	2.48	2.45	2.43	2.42	2.40	2.39	2.37	2.36	2.34	2.32	2.30	2.28	2.26	2.24	2.22	2.22	
(19) 資源物	t/日	1.80	1.85	1.91	2.03	2.02	2.00	1.99	1.98	1.97	1.96	1.95	1.94	1.92	1.91	1.90	1.89	1.87	1.85	1.84	1.84	
(20) 焼却対象処理量	t/日	28.57	28.71	28.76	28.76	27.57	27.76	27.61	27.46	27.32	27.21	27.08	26.95	26.81	26.68	26.51	26.34	26.19	26.01	25.84	25.84	
(21) 燃えるごみ	t/日	28.57	28.71	28.76	28.76	27.57	27.76	27.61	27.46	27.32	27.21	27.08	26.95	26.81	26.68	26.51	26.34	26.19	26.01	25.84	25.84	
(22) 資源化施設可燃残渣	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(23) 中間処理後再生利用量	t/日	3.41	3.43	3.59	3.65	3.67	3.63	3.61	3.59	3.57	3.55	3.53	3.51	3.48	3.45	3.43	3.40	3.37	3.34	3.31	3.31	
(24) 資源化施設資源化量	t/日	3.41	3.43	3.59	3.65	3.67	3.63	3.61	3.59	3.57	3.55	3.53	3.51	3.48	3.45	3.43	3.40	3.37	3.34	3.31	3.31	
(25) 飛灰(山元還元セメント原料化)	t/日	-	-	-	-	-	-	-	-	0.82	0.82	0.81	0.81	0.80	0.80	0.80	0.79	0.79	0.78	0.78		
(26) 焼却灰(資源化)	t/日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(27) 焼却灰(溶融スラグ)	t/日	(2.86)	(2.87)	(2.88)	(2.83)	(2.76)	2.78	2.76	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	2.75	
(28) 直接資源化量	t/日	2.04	2.19	1.92	1.89	1.63	1.62	1.61	1.60	1.59	1.59	1.57	1.56	1.56	1.55	1.53	1.52	1.51	1.50	1.49	1.49	
(29) 埋立量	t/日	0.85	0.90	0.79	0.97	0.83	0.82	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	
(30) 直埋立量	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
(31) 資源化施設不燃残渣	t/日	0.85	0.90	0.79	0.97	0.83	0.82	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	
(32) 焼却灰	t/日	-	-	-	-	-	-	-	-	2.46	2.45	2.44	2.43	2.41	2.40	2.39	2.37	2.36	2.34	2.33		
(33) 飛灰	t/日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(34) 資源化総量	t/日	5.68	5.83	5.73	5.80	5.55	5.50	5.47	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44		
(35) リサイクル率	%	16.7	16.2	16.8	16.6	16.3	16.1	16.1	16.1	16.1	16.6	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.4	18.4	18.4	18.4	
(36) 最終処分率	%	2.3	2.4	2.5	2.8	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	

ごみ処理の見通し表(計画)

小城市

実績→予測

区分	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33	H.34	H.35	H.36	H.37	H.38	H.39	H.40	H.41	H.42
(1) 計画人口	46,303	46,104	46,016	45,881	45,665	45,112	44,810	44,507	44,209	43,912	43,612	43,311	43,011	42,708	42,331	41,954	41,557	41,200	40,823
(2) 計画収集人口	46,303	46,104	46,016	45,881	45,665	45,112	44,810	44,507	44,209	43,912	43,612	43,311	43,011	42,708	42,331	41,954	41,557	41,200	40,823
(3) 生活系ごみ原単位	560	566	574	575	561	560	561	559	558	558	557	556	555	553	551	548	546	543	541
(4) 生活系ごみ	25.92	27.04	26.39	26.39	25.63	25.27	25.12	24.88	24.66	24.51	24.28	24.06	23.85	23.63	23.32	23.00	22.68	22.38	22.07
(5) 燃えるごみ	20.25	20.55	20.22	20.06	19.71	19.37	19.23	19.00	18.79	18.65	18.44	18.23	18.03	17.82	17.54	17.24	16.94	16.67	16.38
(6) 燃えないごみ	2.45	2.62	2.52	2.59	2.46	2.43	2.41	2.39	2.37	2.35	2.33	2.31	2.29	2.27	2.24	2.21	2.18	2.15	2.12
(7) 資源物	2.99	3.66	3.43	3.48	3.21	3.22	3.23	3.24	3.25	3.26	3.27	3.28	3.29	3.30	3.31	3.32	3.33	3.34	3.35
(8) 集団回収	0.23	0.21	0.22	0.26	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.24	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22
(9) 相対ごみ(設定量)	-	-	-	-	-	(1.35)	(1.34)	(1.34)	(1.33)	(1.32)	(1.31)	(1.30)	(1.29)	(1.28)	(1.27)	(1.26)	(1.25)	(1.24)	(1.22)
(10) 事業系ごみ	9.33	8.61	8.61	8.77	8.32	8.20	8.08	8.06	8.01	7.90	7.74	7.58	7.42	7.26	7.15	7.04	6.93	6.83	6.73
(11) 燃えるごみ	8.47	8.21	8.19	8.31	7.86	7.46	7.35	7.33	7.29	7.18	7.04	6.89	6.76	6.61	6.51	6.41	6.31	6.22	6.13
(12) 燃えないごみ	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
(13) 資源物	0.85	0.38	0.40	0.44	0.44	0.72	0.71	0.71	0.70	0.70	0.68	0.67	0.65	0.64	0.63	0.62	0.61	0.60	0.59
(14) ごみ総排出量	35.25	35.65	35.00	35.16	33.95	33.47	33.20	32.94	32.67	32.41	32.02	31.64	31.27	30.89	30.47	30.04	29.61	29.21	28.80
(15) ごみ総排出量原単位	761	773	761	766	743	742	741	740	739	738	734	731	727	723	720	716	713	709	705
(16) 計画処理量	35.02	35.44	34.78	34.90	33.70	33.22	32.95	32.69	32.42	32.16	31.78	31.40	31.03	30.65	30.24	29.81	29.38	28.98	28.58
(17) 資源化施設対象処理量	4.26	4.49	4.45	4.64	4.50	4.63	4.61	4.59	4.57	4.56	4.53	4.51	4.48	4.46	4.43	4.40	4.37	4.34	4.31
(18) 燃えないごみ	2.46	2.64	2.54	2.61	2.48	2.45	2.43	2.41	2.39	2.37	2.35	2.33	2.30	2.28	2.25	2.22	2.19	2.16	2.13
(19) 資源物	1.80	1.85	1.91	2.03	2.02	2.18	2.18	2.18	2.18	2.19	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18	2.18
(20) 焼却対象処理量	28.57	28.71	28.76	28.37	27.57	26.83	26.58	26.33	26.08	25.83	25.48	25.12	24.79	24.43	24.05	23.65	23.25	22.85	22.51
(21) 燃えるごみ	28.57	28.71	28.76	28.37	27.57	26.83	26.58	26.33	26.08	25.83	25.48	25.12	24.79	24.43	24.05	23.65	23.25	22.85	22.51
(22) 資源化施設可燃残渣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(23) 中間処理後再生利用量	3.41	3.43	3.59	3.65	3.67	3.78	3.76	3.75	3.73	3.72	3.70	3.68	3.66	3.64	3.61	3.59	3.57	3.54	3.52
(24) 資源化施設資源化量	3.41	3.43	3.59	3.65	3.67	3.78	3.76	3.75	3.73	3.72	3.70	3.68	3.66	3.64	3.61	3.59	3.57	3.54	3.52
(25) 飛灰(山元還元セメント原料化)	-	-	-	-	-	-	-	-	0.78	0.77	0.76	0.75	0.74	0.73	0.72	0.71	0.70	0.69	0.68
(26) 焼却灰(資源化)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(27) 焼却灰(溶融スラッグ)	(2.86)	(2.87)	(2.88)	(2.83)	(2.76)	2.68	2.66	2.63	2.60	2.57	2.54	2.51	2.48	2.45	2.42	2.39	2.36	2.33	2.30
(28) 直接資源化量	2.04	2.19	1.92	1.89	1.63	1.76	1.76	1.77	1.77	1.77	1.77	1.77	1.76	1.76	1.76	1.76	1.76	1.76	1.76
(29) 埋立量	0.85	0.90	0.79	0.97	0.83	0.85	0.85	0.84	3.19	3.16	3.12	3.09	3.05	3.02	2.98	2.94	2.89	2.86	2.82
(30) 直接埋立量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(31) 資源化施設不燃残渣	0.85	0.90	0.79	0.97	0.83	0.85	0.85	0.84	0.84	0.84	0.83	0.83	0.82	0.82	0.82	0.81	0.80	0.80	0.79
(32) 焼却灰	-	-	-	-	-	-	-	-	2.35	2.32	2.29	2.26	2.23	2.20	2.16	2.13	2.09	2.06	2.03
(33) 飛灰	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(34) 資源化総量	5.68	5.83	5.73	5.80	5.55	5.79	5.77	5.77	5.73	5.71	5.67	5.64	5.60	5.57	5.54	5.51	5.48	5.45	5.42
(35) リサイクル率	16.7	16.2	16.8	16.6	16.3	17.3	17.4	17.5	20.0	20.1	20.2	20.4	20.5	20.6	20.7	20.9	21.1	21.3	21.5
(36) 最終処分率	2.3	2.4	2.5	2.8	2.5	2.6	2.6	2.6	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.9	9.9	9.9	9.8	9.9	9.9

ごみ処理の見通し表(計画)計算式

小城市

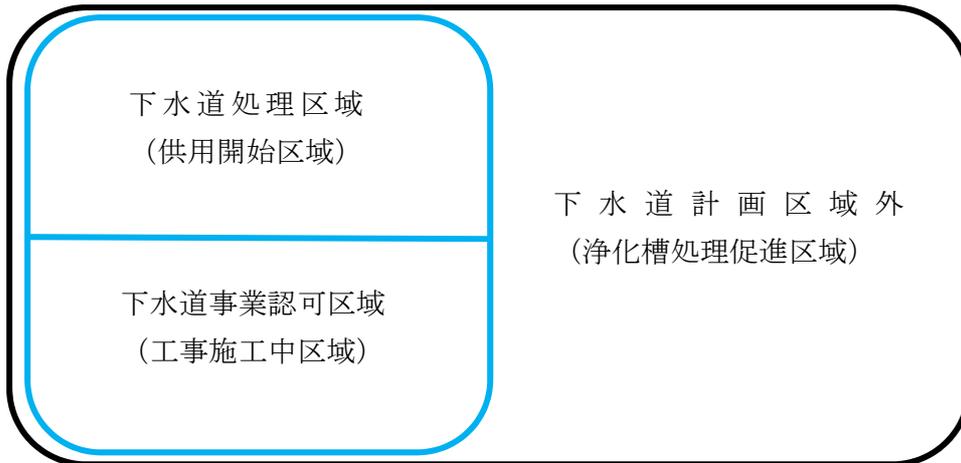
区 分		単 位	計算式					
			H.29	H.30~H.31	H.32	H.33	H.34~	
ご み 量 内 訳	(1)	計画人口	人	予測				
	(2)	計画収集人口	人	予測				
	(3)	生活系ごみ原単位	g/人/日	(4)/(2)×1,000,000				
	(4)	生活系ごみ	t/日	(14) - (10)				
	(5)	燃えるごみ	t/日	(4) - ((6) + (7) + (8))				
	(6)	燃えないごみ	t/日	(4) × [H.28実績=9.6%]				
	(7)	資源物	t/日	対前年0.2%増加				
	(8)	集団回収	t/日	(4) × [H.28実績=1.0%]				
	(9)	粗大ごみ	t/日	設定値=佐賀県平均 30g/人/日				
	(10)	事業系ごみ	t/日	(14) × [H.28実績=24.5%]	対前年1~2.2%削減			
	(11)	燃えるごみ	t/日	(10) × [H.28実績=91.0%]				
	(12)	燃えないごみ	t/日	(10) × [H.28実績=0.2%]				
	(13)	資源物	t/日	(10) × [H.28実績=8.8%]				
	(14)	ごみ総排出量	t/日	(2) × (15) / 1,000,000				
	(15)	ごみ総排出量原単位	g/人/日	設定値=742	均等削減	設定値=738	対前年0.5%削減	
	(16)	計画処理量	t/日	(4) + (10) - (8)				
処 理 内 訳	(17)	資源化施設対象処理量	t/日	(18) + (19)				
	(18)	燃えないごみ	t/日	(6) + (12) - (30)				
	(19)	資源物	t/日	(7) + (13) - (28)				
	(20)	焼却対象処理量	t/日	(21) + (22)				
	(21)	燃えるごみ	t/日	(5) + (11)				
	(22)	資源化施設可燃残渣	t/日	(17) × [H.28実績=0.0%]				
	(23)	中間処理後再生利用量	t/日	(24) + (25) + (26) + (27)				
	(24)	資源化施設資源化量	t/日	(17) × [H.28実績=77.1]				
	(25)	飛灰(山元還元セメント原料化)	t/日	(20) × [設定値=3.0%]				
	(26)	焼却灰(資源化)	t/日					
	(27)	焼却灰(熔融スラグ)	t/日	(20) × [H.28実績=10.0%]	(20) × [設定値=0.0%]			
	(28)	直接資源化量	t/日	((7) + (13)) × [H.28実績=44.7%]				
	(29)	埋立量	t/日	(30) + (31) + (32) + (33)				
	(30)	直接埋立量	t/日	((6) + (12)) × [H.28実績=0.0%]				
	(31)	資源化施設不燃残渣	t/日	(17) × [H.28実績=22.9%]				
	(32)	焼却灰	t/日	(20) × [H.28実績=0.0%]	(20) × [設定値=9.0%]			
(33)	飛灰	t/日	(20) × [H.28実績=0.0%]					
(34)	資源化総量	t/日	(8) + (23) + (28)					
(35)	リサイクル率	%	(34) / (14) × 100					
(36)	最終処分率	%	(29) / (16) × 100					

## 第 2 編

# —生活排水処理基本計画—



【用語の解説】



図一 1 下水道整備イメージ図



下水道処理区域

下水道が整備され、「その区域で汚水処理が可能になった」ということを告示した区域を供用開始区域といいます。下水道へ接続可能になります。

下水道事業認可区域

下水道を設置しようとする際、管理者が事業計画（5年から7年間の事業）を作成し、国土交通大臣（県知事）の許可を受けることが必要です。これを下水道事業計画認可といい、その区域を示したものをいいます。

浄化槽処理促進区域

下水道計画区域外を浄化槽処理促進区域として指定しています。浄化槽処理促進区域は、市で合併浄化槽を設置・管理する浄化槽市町村整備推進事業を行っています。

生活排水処理人口

台所・お風呂・洗濯などから出る「生活雑排水」と「し尿（トイレから出る排水）」を下水道及び合併浄化槽で処理している人口をいいます。

生活排水未処理人口

「し尿（トイレ）」を単独処理浄化槽で処理している人口及び汲み取りで処理している人口をいいます。

#### 生活排水処理率

「計画処理区内人口（小城市の人口）」に対する「生活排水処理人口」の割合をいいます。

#### 農業集落排水施設

農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして農業用水路や川に戻す施設です。内容は公共下水道とほぼ同じですが、数集落を一単位として、各地区に汚水処理施設を整備します。

#### 浄化槽

し尿またはし尿と生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備または施設をいいます。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理方式（単独処理浄化槽）とし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理方式（合併処理浄化）があります。

#### 下水道水洗化率

「計画処理区内人口（小城市の人口）」に対する「下水道接続人口」の割合をいいます。

#### 個別処理普及人口

台所・お風呂・洗濯などから出る「生活雑排水」と「し尿（トイレ）」から出る排水を合併処理浄化槽で処理している人口。

#### 個別処理普及率

「計画処理区内人口（小城市の人口）」に対する「個別処理普及人口」の割合をいいます。

#### 浄化槽汚泥

浄化槽の沈殿分離槽や嫌気ろ床槽のスカムや堆積汚泥、合併処理浄化槽の余剰汚泥をいいます。

# 第1章 計画の目標策定にあたって

---

## 1節 計画策定の趣旨

---

小城市（以下「本市」という。）は、平成17年3月に旧小城郡4町（小城町、三日月町、牛津町、芦刈町）が合併し、佐賀県で8番目の市として新たに誕生しました。

このため、生活排水処理基本計画は旧町ごとに策定されており、生活排水処理対策も旧町の計画により進めてきました。

本市は、「全国名水百選」の清水川、「ふるさといきものの里百選」の祇園川のゲンジボタルなど多くの自然に恵まれた環境があります。また、豊かな海有明海には、ノリ、赤貝（サルボウガイ）などの海産物をはじめ、ムツゴロウ、ワラスボ、シオマネキなど、多くの生き物が共存しています。このような素晴らしい環境を後世につなぐためにも、生活排水対策は欠かせないものとなっています。

しかしながら、本市の生活排水処理人口普及率は平成28年度末で65.0%であり、いまだ未整備の家庭からの生活雑排水は未処理のまま放流している状況であり、農業、漁業への影響も懸念されています。

このような背景のもと本計画は、本市全域を対象とした総合的な生活排水処理対策を進めるため、各地域の人口及び地理的な条件に合わせ下水道（公共下水道事業、農業集落排水事業）及び合併浄化槽の特徴、利点等を検討し、今後の本市における生活排水処理の方向性を定めるものであり、この計画の実行によって公共用水域の水環境保全及び生活環境の向上に寄与するものであります。

## 2 節 計画対象区域・対象期間

本計画の対象区域は、小城市全域とします。

本計画の対象期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とし、目標年次を令和9年度とします。

また、本計画は5年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動のあった場合には必要に応じ見直しを行うものとします。

表 1-1 計画対象区域・対象期間

計画対象区域	95.85k m <sup>2</sup> 【市全域】
計画対象期間	平成30年度～令和9年度【10年間】

目標年次 令和9年度（西暦2027年）

## 第2章 生活排水の排出状況

### 1節 処理形態別人口

本市の生活排水は、主に下水道と合併浄化槽により処理されています。生活排水処理人口の普及率は平成29年3月末現在で65.0%(下水道34.1%、合併浄化槽30.9%)となっています。

表2-1 排水処理形態別の人口 (単位：人)

区 分	年 度					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計画処理区内人口	46,198	46,178	46,077	45,816	45,683	45,518
生活雑排水処理人口	25,657	26,917	28,203	28,772	29,379	29,576
合併処理浄化槽	14,100	14,300	14,314	14,312	14,055	14,052
公共下水道	9,563	10,501	11,727	12,318	13,195	13,433
農業集落排水施設	1,994	2,116	2,162	2,142	2,129	2,091
生活雑排水未処理人口	20,541	19,261	17,874	17,044	16,304	15,942
単独処理浄化槽	2,311	2,485	2,464	2,417	2,328	2,280
汲み取り	18,230	16,776	15,410	14,627	13,976	13,662
生活排水処理率(%)	55.5	58.3	61.2	62.8	64.3	65.0

(資料・人口：各年3月31日現在)

## 2 節 下水道

本市の下水道(集合処理施設)は、合併前の整備計画を引き継いでおり、現在8処理区(公共下水道5地区、農業集落排水3地区)の計画があります。この中で4処理区(公共下水道1地区、農業集落排水3地区)はすでに事業が完了しています。

平成28年度末の下水道水洗化人口は15,524人で行政人口の34.1%です。

表 2-2 下水道の概要

区分	処理区名	事業期間 (年度)	計画面積 (ha)	計画処理 人口(人)	備考
公共下水道	小城処理区	H24～R8	122.0	4,680	H28.3 供用開始
	牛津処理区	H10～R8	276.0	8,720	H15.3 供用開始
	清水原田処理区	H7～H10	4.0	78	H11.2 供用開始
	三日月処理区	H13～R8	174.0	8,140	H19.3 供用開始
	芦刈処理区	H16～R8	101.0	3,160	H22.3 供用開始
農業集落排水施設	砥川地区	H9～H13	47.1	2,000	H13.3 供用開始
	織島地区	H11～H15	75.5	1,930	H15.3 供用開始
	堀江地区	H17～H21	18.7	670	H21.11 供用開始
計			818.3	29,378	

## 3 節 合併浄化槽

合併浄化槽は、これまで家庭用浄化槽設置整備事業と平成25年度より行っている浄化槽市町村整備推進事業で設置されています。

下水道計画区域内でも国の認可を受けた事業計画区域以外は、下水道が整備されるまで長い年月がかかるため、国、県、市が1/3ずつ負担した補助金を設置者に交付する家庭用浄化槽設置整備事業を推進しています。しかし、家庭用浄化槽設置整備事業は、下水道計画区域の見直しに伴い令和4年度末で終了し、下水道計画区域外となった場合は令和5年度以降、浄化槽市町村整備推進事業での合併浄化槽を設置します。

表 2-3 家庭用浄化槽設置整備事業(補助対象実績)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
基数	99 基	70 基	65 基	29 基	44 基	44 基

平成 25 年 9 月から下水道計画区域外においては、市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を平成 25 年度から令和 2 年度までは 1 年間に 50 基、令和 3 年度から令和 4 年度までは 1 年間に 70 基、令和 5 年度からは 1 年間に 100 基の設置をめどに、20 年間で 1,540 基の計画で、生活排水の適正な処理の推進を図ります。

表 2-4 浄化槽市町村整備推進事業(事業実績)

年度	H25	H26	H27	H28	計
基数	18 基	31 基	29 基	43 基	121 基

## 第 3 章 生活排水処理基本計画

### 1 節 生活排水処理に係る理念、目標

今日、環境問題は地球温暖化を含め世界的規模で関心が高まっており、環境保全への取り組みは、ますます重要な役割を担ってきています。

本市においても生活様式の都市化が進行し、トイレの水洗化による生活環境の改善が求められるとともに、生活排水による河川やクリークの水質汚濁が問題となっています。特に河川やクリークの水質は農業生産や有明海のノリ養殖等に直接影響を与えるため、生活排水を適切に処理することが重要となっています。さらに、市民生活に潤いと安らぎを与える水辺の環境保全は、若年層の定住対策のためにも早急に取り組むべき課題となっています。

このため、市民に対しては、生活排水処理の必要性について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、公共用水域の水質の改善に努め、蛍が飛び交い、多種多様の魚が泳ぎ、市民が親しみを持てる、水辺を目指すものとします。

### 2 節 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理の基本として、市民には生活排水処理の必要性の啓発を図るとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していきますが、生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

## 2-1 下水道整備区域

本市には、人口、地理的条件及び集落の形態により公共下水道、農業集落排水処理の区域があります。それらの区域には、既に事業を完了している区域と、現在、下水道整備を進めている区域があります。下水道整備を進めている区域については、今後とも積極的に整備の推進を図ることとします。また、下水道供用開始地区については、施設の適正な維持管理に努めるとともに、水環境・水循環等に関する広報・啓発活動等を通じ、積極的に接続促進を図ります。

## 2-2 下水道整備区域以外（浄化槽処理促進区域）

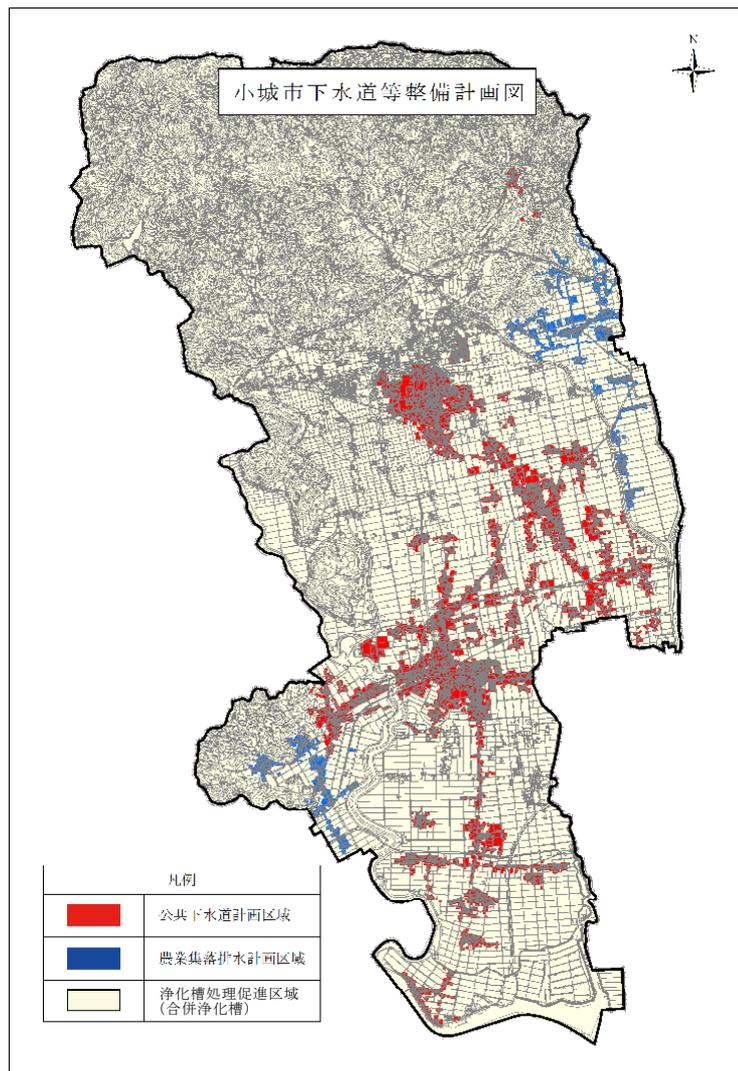
○合併処理浄化槽の設置を推進します。

- ・家庭用浄化槽設置整備事業

下水道計画区域内で下水道の整備が当分の間見込まれない区域（事業計画区域外）への設置者に対して市が補助を行います。（令和4年度まで）

- ・浄化槽市町村整備推進事業

下水道計画区域外（浄化槽処理促進区域）については、市が事業主体となって浄化槽の設置と維持管理を行います。



## 3 節 生活排水の処理計画

基本方針に基づき、本市の計画目標年次における生活排水処理率を84%とします。

表 3-1 生活排水処理の目標

区 分	目標年次			
	平成30年度	令和3年度	令和6年度	令和9年度
行政人口	44,810人	44,559人	44,140人	43,520人
生活排水処理人口	30,642人	36,873人	36,811人	36,577人
集合処理【下水道】	18,212人	24,268人	26,472人	27,324人
個別処理 【合併処理浄化槽】	12,430人	12,605人	10,339人	9,253人
生活排水処理率	68.4%	82.8%	83.4%	84.0%

### 3-1 人口

本市の総人口は、平成28年9月30日で45,666人となっています。

人口推移については、令和3年度に作成した小城市将来人口推計により、令和9年度の総人口を43,520人と推計しています。よって、本計画においても実態に即して推計されている令和9年度の人口43,520人を採用します。

表 3-2 目標年次における人口

目標年次	人 口
令和9年度	43,520人

### 3-2 集合処理人口

平成29年3月末の水洗化人口は15,524人で、行政人口に占める生活排水処理率は34.1%となっています。目標年次における下水道水洗化率を62%とします。

表 3-3 集合処理人口

区 分	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 6 年度	目標年次 令和 9 年度
行政人口	44,810 人	44,559 人	44,140 人	43,520 人
水洗化人口	18,212 人	24,268 人	26,472 人	27,324 人
生活排水処理率	40.6%	54.5%	60.0%	62.8%

### 3-3 個別処理人口

個別処理による生活排水処理人口は、平成 29 年 3 月末現在において 14,052 人で、行政人口に占める生活排水処理率は 30.9%となっています。

本市では、家庭用浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を行っています。下水道区域の見直しに伴い、令和 4 年度末で家庭用浄化槽設置整備事業は終了し、浄化槽市町村整備推進事業により合併浄化槽の整備を推進していきます。

目標年次における個別処理普及人口は 9,253 人で市人口の 21%を目標とします。

表 3-4 個別処理人口

区 分	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 6 年度	目標年次 令和 9 年度
行政人口	44,810 人	44,559 人	44,140 人	43,520 人
個別処理普及人口	12,430 人	12,605 人	10,339 人	9,253 人
生活排水処理率	27.7%	28.3%	23.4%	21.3%

各年度の合併処理浄化槽整備計画は年間 100 基を目標とします。

表 3-5 合併処理浄化槽整備計画

年度	H30	R3	R6	R9
浄化槽整備基数	100	100	100	100
(うち市町村整備推進事業)	(50)	(70)	(100)	(100)
5 人槽	40	50	50	50
7 人槽	58	48	48	48
10 人槽	2	2	2	2

### 3-4 し尿処理人口

本市におけるし尿処理人口は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備により減少していくと考えています。

表 3-6 排水処理形態の人口推計

(単位：人)

区 分 \ 年 度	H29	R4	R9
計画処理区内人口	45,112	44,419	43,520
生活雑排水処理人口	30,108	36,852	36,577
合併処理浄化槽	13,045	11,848	9,253
公共下水道	14,823	22,429	24,676
農業集落排水施設	2,240	2,575	2,648
生活雑排水未処理人口	15,004	7,567	6,943
単独処理浄化槽	2,045	1,225	1,121
汲み取り	12,959	6,342	5,822
生活排水処理率(%)	66.7	83.0	84.0

## 第4章 し尿・汚泥の処理計画

### 1 節 収集・運搬計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務については、許可業者が浄化槽清掃業とあわせて行っています。また、本市のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を天山地区共同衛生処理場組合のし尿処理施設で処理しています。本市において、下水道事業の整備が進んでいくと、し尿及び浄化槽汚泥は減少していくと予想されます。

このため、今後のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務については、収集量の面から現在本市が許可している収集業者で十分対応できると考えられることから、現在の体制を維持していくものとします。

表 4-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

年度	収集量(kl)			収集割合(%)	
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥
H23	20,246	12,445	32,691	61.9	38.1
H24	19,483	12,189	31,672	61.5	38.5
H25	18,345	12,581	30,926	59.3	40.7
H26	17,187	12,484	29,671	57.9	42.1
H27	16,665	12,963	29,628	56.2	43.8
H28	15,596	12,596	28,192	55.3	44.7

(資料：クリーンセンター天山実績)

表 4-2 収集運搬処理体制

種 類	処理区分	処理実施主体	
		収集運搬	処 理
し尿	し尿処理	許可業者	天山地区共同衛生処理場組合
浄化槽汚泥	汚泥処理	許可業者	

表 4-3 処理施設概要

施設名	クリーンセンター天山
施設所管 (構成市)	天山地区共同衛生処理場組合 (小城市、多久市、佐賀市)
所在地	佐賀県小城市牛津町勝 861 番地
建設経過	着工:昭和 63 年 6 月 竣工:平成 3 年 3 月
処理能力	180kl/日(内浄化槽汚泥 10.6kl/日)
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理

## 2 節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥は本市と多久市、佐賀市で構成する「天山地区共同衛生処理場組合」が本市に設置している施設において処理しております。本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の受け入れに対応する処理能力があることから、今後とも同組合の施設で処理するものとしてします。

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集予測

年度	収集量(kl)			収集割合(%)	
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥
H29	14,755	11,607	26,362	56.0	44.0
H30	13,982	11,017	24,999	55.9	44.1
H31	13,215	10,467	23,682	55.8	44.2
H32	12,461	9,919	22,379	55.7	44.3
H33	11,674	9,318	20,992	55.6	44.4
H34	10,888	8,752	19,640	55.4	44.6
H35	10,130	8,222	18,352	55.2	44.8
H36	9,410	7,749	17,159	54.8	45.2
H37	8,682	7,310	15,992	54.3	45.7
H38	7,880	6,808	14,689	53.6	46.4
H39	7,078	6,289	13,367	53.0	47.0

資料：クリーンセンター天山

## 第5章 その他

生活排水処理対策の必要性、重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施し、下水道への加入促進・接続促進を行います。

また、合併処理浄化槽については、家庭用浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業による普及促進を行います。令和5年度以降は、浄化槽市町村整備推進事業による普及促進を行います。

維持管理については、台所など家庭でできる清掃について、広報等による啓発を行い、浸透させていくこととします。

第2次小城市一般廃棄物処理基本計画

■ごみ処理基本計画

■生活排水処理基本計画

平成30年3月

令和2年11月改訂

令和5年2月改訂

小城市役所 環境課 0952-37-6102

小城市役所 下水道課 0952-37-6122

